

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年6月10日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和2年平泉町議会定例会6月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、監査委員から、令和2年2月分から4月分までの現金出納検査の結果について、報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から、平泉町監査基準の制定について通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会6月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にして、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、定例会3月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付したとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会議員から一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告をお願いします。

一関地区広域行政組合議会議員、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

一関地区広域行政組合議会につきまして、その概要を次のとおり報告いたします。

令和2年6月10日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合副議長、真竈光幸、議員、稲葉正。

令和2年3月24日、午前10時より、一関市役所議場におきまして、第41回一関地区広域行政組合議会定例会が開催されました。

29ページの裏面をご覧ください。

付議事件は議案第1号から議案第8号まで、賛成起立満場にて、全て原案のとおり可決となりました。

議案第1号は、会計年度任用職員の給与等に関する条例の専決処分についてであり、30ページ裏面に専決処分書を、31ページから34ページ裏面までを参考資料を添付しておりますので、ご

覧をいただきたいと思います。

議案第2号は、介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

36ページをご覧くださいと思います。

改正になる計算式の基準額の変更分について、新旧対照表を付してありますので、お目通しをいただきたいと思います。

議案第3号は、平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を廃止するものであります。

議案第4号、令和元年度介護保険特別会計補正予算であります。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に5,406万8,000円をそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157億9,098万2,000円とするものであります。明細につきましては、39ページから40ページ裏に記載のとおりですので、お目通しをいただきたいと思います。

議案第5号、令和2年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ24億366万6,000円とするものであり、明細につきましては、43ページから59ページに記載のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

議案第6号、令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、事業勘定の歳入歳出総額はそれぞれ160億7,448万9,000円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額が3,307万8,000円とするものであります。明細につきましては、63ページから78ページの記載のとおりですので、ご確認をお願いいたします。

議案第7号、令和2年3月31日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少をさせること及びその規約を変更することを専決処分したものであります。

議案第8号は、そのことで脱退することに伴う財産の処分を行ったものであり、内容につきましては、81ページ、83ページの別紙に記載のとおりでございます。

続きまして、令和2年5月12日に行われました第42回一関地区広域行政組合議会臨時会につきまして、報告をいたします。

広域行政組合議会に所属します平泉町議会議員の改選に伴い、平泉町議会からの選出議員2名が、新たに一関地区広域行政組合議員となりました。平泉町議会議員の改選に伴い、一関地区広域行政組合議会副議長が空席であったため、臨時会において副議長選挙が実施をされました。その結果、議場において指名推選により、平泉町議会議員、真篔光幸が当選となりました。

また、新たな広域行政組合議会議員として、稲葉正議員の自己紹介を行ったところでございます。

一関地区広域行政組合議会の報告は、以上であります。

議長（高橋拓生君）

以上で、一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告をお願いいたします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

3月9日になります。新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部会議、第3回目になりますが、開催されております。以後6月の、ここには記載されておりましたが、8日までに19回開催されているところであります。

3月22日になりますが、平安輸送の倉庫竣工式が行われております。

3月24日、一関地区広域行政組合議会定例会本会議が開催されております。

3月27日になります。平泉町総合発展計画審議会が開催されております。

4月になりますが、裏面です、春の全国交通安全運動、黄色い羽根配布活動が開催されておりましたが、本年はコロナウイルスの関係で、感染症対策の関係で黄色い羽根の配布をなくして、街頭での指導ということになったところであります。交通安全につきましては、議員皆様方のさらなるお力添えを賜りたいというふうに思います。

4月14日になります。町内、三栄ビジネスよりマスクの寄贈が行われております。

そして、5月22日になります。町内誘致企業でありますフタバ平泉よりマスクの寄贈が行われております。

次、5月になります。5月29日、農業委員会の委員審査委員会が開催されております。

6月2日、平泉町育英資金貸付選考委員会が開催されております。

6月2日、フェースシールド寄贈、三光化成様より寄贈をいただいております。

以上であります。コロナウイルス感染症対策に伴って、多くの会議、行事等が3月、4月、5月は中止ということになっております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議 長（高橋拓生君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これで、諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、阿部圭二議員、6番、三枚山光

裕議員を指名いたします。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会6月会議、会議期間は、本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から6月17日までの8日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議長（高橋拓生君）

日程第3、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

お手元に配付をされております請願書の写しをご参照いただきたいと思います。

請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願。

紹介議員、私、高橋伸二、同じく三枚山光裕でございます。

請願者は、岩手県一関市山目字中野130、岩手県教職員組合県南支部支部長、三好浩史。

請願趣旨・理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、国の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として

定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記。

1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りいたします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、報告第5号及び日程第5、報告第6号の報告案件2件を一括議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、報告案件2件につきましてご説明をいたします。

議案書1ページをお開き願います。

報告第5号、継続費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和元年度継続費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙のとおり報告しようとするものでございます。

2ページをお開きください。

別紙、令和元年度平泉町一般会計継続費繰越計算書でございます。

10款教育費、5項社会教育費、事業名、社会教育施設整備費、継続費の総額は11億1,595万円、令和元年度継続費予算現額は1,276万円、支出済額及び支出見込額は562万3,200円、残額は713万6,800円で、翌年度繰越額となります。

この財源内訳は、繰越金13万6,800円と特定財源700万円でございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

報告第6号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙のとおり報告しようとするものでございます。

4ページをお開きください。

別紙令和元年度平泉町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、平泉スマートインターチェンジ整備事業につきましては、翌年度繰越額は4,455万3,000円、この財源内訳は国県支出金2,514万円、地方債1,480万円、一般財源461万3,000円でございます。

同じく、町道祇園線整備事業につきましては、翌年度繰越額は1億464万円、この財源内訳は、国県支出金6,149万2,000円、地方債3,610万円、一般財源704万8,000円でございます。

次に、11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、事業名、土木施設災害復旧事業につきましては、翌年度繰越額は4,210万円、この財源内訳は国県支出金2,777万2,000円、地方債1,400万円、一般財源32万8,000円でございます。

合計翌年度繰越額は1億9,129万3,000円、この財源内訳は国県支出金1億1,440万4,000円、地方債6,490万円、一般財源1,198万9,000円でございます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（高橋拓生君）

以上で、報告を終わります。

ただいまの報告は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

---

議長（高橋拓生君）

日程第6、議案第29号から日程第14、議案第37号まで、条例案件4件、事件案件3件、補正予算案件2件、以上合計9件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件4件、事件案件3件、補正予算案件2件につきましてご説明をいたします。

最初に、条例案件につきましてご説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。

議案第29号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、5ページ裏記載のとおり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

議案第30号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、10ページ裏記載のとおり、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

議案第31号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、平泉町において行う事務に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給に係る申請書の受付を追加するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

議案第32号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、12ページ裏記載のとおり、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、事件案件につきましてご説明をいたします。

議案書13ページをお開き願います。

議案第33号、町道祇園線小金沢橋取付道路工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

町道祇園線小金沢橋取付道路工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

工事名、町道祇園線小金沢橋取付道路工事。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字竹汀地内。

契約金額、7,827万1,600円。

請負者、住所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢4番地1。氏名、朝田建設株式会社、代表取締役、朝田豪でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

議案第34号、平泉スマートインターチェンジ駐車場整備工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

平泉スマートインターチェンジ駐車場整備工事（その2）の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

工事名、平泉スマートインターチェンジ駐車場整備工事（その２）。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字祇園地内。

契約金額、１億7,678万4,300円。

請負者、住所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢４番地１。氏名、朝田建設株式会社、代表取締役、朝田豪でございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的、老朽化した消防ポンプ自動車を更新し、町の消防防災力の強化を図ることを目的とする。

取得する財産、消防ポンプ自動車１台。

契約金額、1,947万円。

契約の相手方、住所、岩手県一関市山目字中野34番地２。氏名、株式会社古川ポンプ製作所一関支店、支店長、千葉幸哉。

納入期限、令和３年３月26日。

納入場所、平泉町平泉地内でございます。

次に、補正予算案件につきましてご説明をいたします。

議案書16ページをお開き願います。

議案第36号、令和２年度平泉町一般会計補正予算（第３号）でございます。

令和２年度平泉町の一般会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,399万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億227万4,000円としようとするものでございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

議案第37号、令和２年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）でございます。

令和２年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,150万8,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第29号から議案第37号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議



で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号から議案第37号まで、条例案件4件、事件案件3件、補正予算案件2件、合計9件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

議長 (高橋拓生君)

暫時休憩いたします。

10時45分まで休憩といたします。

---

休憩 午前10時31分

再開 午前10時44分

---

議長 (高橋拓生君)

再開いたします。

日程第15、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭にお願いいたします。

通告1番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7番 (真竈光幸君)

質問通告1番、真竈光幸であります。

令和2年度、最初の一般質問をする機会をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染拡大防止措置のため、観光の町、平泉から観光客が消え、町や商店も閑散としていましたが、緊急事態宣言解除後、徐々に町や店に人が戻ってまいりました。命を守る上で必要な感染症対策でありましたが、外出自粛や休校、店の休業などによる社会、経済への副作用は、大変大きなものでありました。

町長はじめ職員の皆様におかれましては、町民の感染対策と社会経済活動の段階的再開の両立という大変難しい課題に向き合っていかなければなりません。町民の感染予防に万全を期し、町内商工業者への支援策と、休業等によって休職を余儀なくされ、収入減により生活に支障の起きている方々への支援策を講じなければなりません。苦しい立場の人々に手を差し伸べる必要は確かにありますが、こうしたミクロの政策は無限の財政需要を招くという苦しさがついて回ります。経済政策にはマクロの視点が欠かせません。短期、長期的な財政ビジョンとの整合性を取りながら、そして、職員の感染予防と健康管理に万全を期して職務を遂行されますようお願いするものであります。

質問に入ります。

今回、質問させていただきますのは、大きく2件であります。

1件目は、新型コロナウイルス感染拡大防止による学校教育への影響について7項目を伺います。

1つ目に、令和2年度の全国学力学習状況調査が中止となり、学習到達度や基礎学力の定着度進捗をはかることが不可能になりました。そのことによる影響について伺います。

2つ目に、使用する予定だったテスト問題は、各学校へ配布されますが、どのように活用していくのか伺います。

3つ目に、休校によって不足した授業時間の補講や年間の指導計画の見直し等について伺います。

4つ目に、学力の低下や格差の広がりについて懸念いたしますが、対策を伺います。

5つ目に、ゲーム依存を助長することを懸念いたしますが、対策は取られているのかを伺います。

6つ目に、小1プロブレム等は心配ないか伺います。

7つ目に、プログラミング教育と英語必修化への影響について伺います。

2件目の質問は、過去にも何度も質問をしておりますが、人口減少対策について4項目の質問をいたします。

政府は、全国の出生数が86万4,000人で、初めて90万人を割り込んだことを踏まえ、5年ぶりに改正されます少子化対策大綱では、1つ目に、若い世代の結婚が希望する年齢でかなう環境整備、2つ目に、育児休業給付金の充実など仕事と子育ての両立支援、3つ目に、三世帯同居など安全・安心子育てシステム。4つ目に、児童手当や大学など多子世帯への経済支援を掲げています。

平成27年度策定の大綱では、待機児童解消のための保育の受皿拡充が中心でありましたが、少子化による人口減少の驚異的な速度を踏まえ、子供を産み育てる両親への経済支援を、一層手厚くすることへ施策をシフトいたしました。このことを踏まえて質問いたします。

1つ目に、人口減少に歯止めをかけるために、子育て世代へのインセンティブが必要であると考えます。今回の新型コロナウイルス感染対策として、1年間の臨時特別出産給付金の支援策が講じられましたが、子育て支援策及び定住化対策として、令和3年4月以降は出産祝い金制度として実施すべきと考えますが、お伺いいたします。

2つ目に、育児休業給付金や多子世帯への経済支援策も検討すべきと考えますが、見解を伺います。

3つ目に、結婚、出産、子育てのライフステージに合わせた切れ目のない支援を通じて、若者世代の定住化を促す施策が求められます。小学校入学時の祝い品としてランドセルを支給する小学校入学祝い品制度を創設することを提案いたしますが、お伺いいたします。

4つ目に、妊娠から中学校進学までの節目に受けられる支援内容をまとめた子育て支援ガイドブックの作成をすべきと考えますが、いかががお伺いいたします。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真籠光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の新型コロナウイルス感染拡大防止による学校教育への影響についてのご質問につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

私からは、2番の人口減少対策についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、人口減少に歯止めをかけるためにも、子育て世代へのインセンティブは必要であるとする。今回の新型コロナウイルス感染対策として、1年間の臨時特別出産給付金の支援策が講じられたが、子育て支援策と定住化対策として、令和3年4月以降は、出産祝い金制度として実施すべきと考えるがいかがかのご質問にお答えをいたします。

臨時特別出産給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症経済対策として、国が実施している特別定額給付金の対象外となっている今年4月28日以降に出産したお子さんの世帯に対する経済的な支援策として、町独自に設けた制度であります。コロナ感染症の先行きが不透明な現状においては、まずは経済の状態が回復するまでの間、例えば、それが次年度にまで及ぶこととなった場合であったとしても、継続して支援していかなければならないものと考えております。

ご指摘のありました子育て支援策と定住化対策としての出産祝い金制度につきましては、コロナ感染症が終息し、経済が回復した段階において、新たな制度として切れ目のない支援制度として実施していく方向で検討してまいります。

次に、育児休業給付金や多子世帯への経済支援策も検討すべきと考えるが見解を伺う。結婚、出産、子育てのライフステージに合わせた切れ目のない支援を通じて、若者世代の定住化を促す施策が求められる。小学校入学時の祝い品としてランドセルを支給する小学校入学祝い品制度を創設することを提案するがいかがかのご質問にお答えをいたします。

内容が関連しておりますので、併せてお答えをいたしますので、ご了承を願います。

現在、育児休業給付金や多子世帯への経済支援策、小学校入学祝い品制度など、町として新たな支援策については検討しておりませんが、育児休業給付金につきましては、国の制度として受給ができる制度がありますし、町の多子世帯への経済支援としましては、保育所の保育料において、第2子半額、第3子全額免除や、18歳を迎えた最初の3月31日までの医療費助成などの支援を行っておりますので、まずは現行の支援策を継続してまいりたいと考えております。

次に、妊娠から中学校進学までの節目に受けられる支援内容をまとめた、子育て支援ガイドブックの作成をすべきと考えるがいかがかのご質問にお答えをいたします。

妊娠期からの子育て支援内容をまとめた冊子につきましては、現在、保健センターにおいて、平泉町子育て情報帳を妊娠期から子育てまでのサポートブックとして策定し、母子健康手帳交付時に配布しているほか、町民福祉課や保育所などにも配架しているところでありますが、そ

の内容をさらに充実させ、子育て期における育児に役立つ町の情報として発信していきたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

1番の新型コロナウイルス感染拡大防止による学校教育への影響についてのご質問についてお答えいたします。7点にわたってのご質問であります。1点目の令和2年度の全国学力学習状況調査が中止となり、学習到達度や基礎学力の定着度進捗をはかることが不可能となった、そのことによる影響についてということでございますが、まずは全国学力学習状況調査の趣旨でございますが、それには児童生徒の学力や学習状況を把握分析すること、教育施設の検証と改善に役立てること、学校においては指導の充実や学習の改善に役立てること、検証改善サイクルを確立することなどがございます。

今年度の全国規模の調査は中止なわけでございますが、過去の調査結果から、児童生徒がどんな学習が得意なのか、どんな学習につまずきが見られるのかの傾向の把握は、十分に可能であります。そういった意味で特段の不都合はないと考えております。

また、当町の児童生徒の学習到達度をはかるための調査は別に行っておりますので、今のところ特段の不都合はないと考えております。

2点目の、使用する予定だったテスト問題は各学校に配布されるが、どのように活用していくかというご質問でございますが、文部科学省からは、各自治体や学校の判断で有効に活用できるよう後日送付する旨の通知がございました。今のところまだ届いてはおりませんが、今後、学校において活用方法を、可否を含めて検討していただくこととなります。

これについては、特に今年度は感染の状況によっては、いつ臨時休業になるか分からないわけですので、学校の先生方からすれば、できるだけ当該学年の学習を進めたいという全体の教育計画の進捗のほうに優先されるだろうというふうに思われます。したがって、教育委員会からは実施を指示することは考えておりません。

次に、3点目の、休校によって不足した授業時間の補講や年間の指導計画の見直し等についてのご質問でございますが、3月の臨時休業の実施により、学年や教科等においては、十分に学習できなかった内容が各学校にあることは、学校からの報告により把握しております。特に、年間を通じての学習のまとめや振り返りを、十分に行うことができなかったということもございました。

各学年や教科において十分にできなかった内容については、次の学年に、小学校6年生においては中学校に引き継いでおります。前の学年と今の学年には学習内容のつながりやすい単元がありますので、そういった時期に補充等がなされることが可能であると考えております。

また、今後臨時休業の実施の有無にもよりますが、現時点では、休日を登校日とするようなことは考えておりません。

4点目の学力の低下や格差の広がりについて懸念するが対策は、のご質問でございますが、ご承知のとおり、3月に2週間から3週間程度、臨時休業を実施していますので、学校で学習や生活ができなかったことによる影響は、少なからずあるかと思われませんが、だからといって今年度の教育計画においてそれを補おうとすると、かえって学校にも児童生徒にも負担を強いることにもなりかねないわけでありませぬ。

先ほどの答弁のとおり、年間を通じて、前の学年の内容とつながりやすい単元で、既習を生かして指導をしていくことが望ましい対策と考えております。

5点目の、ゲーム依存を助長することを懸念するが対策は取られているのか、というご質問でございますが、臨時休業が実施された場合は、ゲームやスマホ等の機器を利用する時間が増えることは十分に考えられます。そういった意味では、依存度は高まるのではないかと思われませんが、4月以降の学校での児童生徒の様子を見ると、基本的には落ち着いた状況ですので、特に心配はしておりませぬ。

しかしながら、今後の生活には、後になってから何らかの支障が出てくる場合もあるかと思われませぬので、子供の変化については、可能な限り学校と家庭とで連携を深めてほしいと考えております。

6点目の、小1プロブレム等は心配ないかというご質問でございますが、幼稚園や保育所においては、幼児教育の中で、小学校1年生の学校生活にどのようにつなげていくかというアプローチカリキュラムを作成し、幼保小の接続を考えた教育や保育が行われております。また、小学校においてはスタートカリキュラムを作成し、幼保小の接続を考えた教育が行われております。

小学校1年生の様子を見ますと、1年生としては比較的落ち着いた学習や生活に取り組んでいるように見えていますので、特段の心配はないと考えております。

次に、7点目のプログラミング教育と英語必修化への影響のご質問でございますが、小学校においては、プログラミング教育や5、6年生の外国語科、3、4年生の外国語活動については、今年度の学習指導要領の改訂に合わせて実施予定でございます。特に、コロナ感染対策の視点からの支障はないと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

何点か再質問をいたします。

学力テストによって子供の学習到達度を調べることは、十分な意味があると考えております。また、その一方で、子供の家庭の経済状況が、基礎学力の定着に影響を及ぼしていないか分析することも、この全国学力学習状況調査の持つ意義であると思っております。その調査は、町として別に行っているもので、特に問題はないという答弁でございました。

例えば、教育事務所管内で、他地区との基礎学力水準の比較などという情報交換はされるおつ

もりはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

他市町村との比較というようなことについては、これまでも行ってはおりません。

付け加えますけれども、毎年小学校6年生と中学校3年生を対象に、全国学力調査が行われておりました。それに加えて、岩手では岩手独自に、小学校5年生と中学校2年生の学力状況調査を秋に行っております。また加えて、本町では標準学力検査、いわゆる基礎学力をはかる調査を、大体12月に小中全部で、CRTと言いますけれども、その検査も行っております。

というふうな形で、年間通じて、ほぼ全ての学年の学力の状況ということ把握しております。それについては、その結果が出た後に検証し、どのように補充指導するかというふうなことを毎年行っているわけであります。

ということで、今年4月の6年生、中3の調査が行えないとしても、前年度にこの子たちがどのような実態であったかということは、学校では把握しているわけであります。そういったものを基にしながら、欠けているところ、つまづいているところをどう補充していくかということは、行えるというふうなことであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

もう一方で、先ほど小学校5年と中学2年という、テストの実施をされているという話、やっぱり同じく小学校5年と中学2年を対象にした全国の体力テストというものがあるかと思うのですが、この運動能力調査も中止となっているわけですが、これに代わるものというのは、どんなことを企画されているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

現在のところ、その代わる調査というふうなことについては、考えていないところであります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

やらないということになりますか。

また、休校が長くなっている中で、どうしても通常の授業だけで追いつけないという場面が出てくるのではないかとすることを想定いたしますと、夏休みの期間ですとか、または一部土曜日にかけて補講授業をする必要も出てくるのではないかと思うのですが、そういった可能性はないですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

本町では、国の、総理大臣から、3月から休校にというふうな要請があったわけでありましてけれども、その要請があったのが2月27日、木曜日でございました。夕刻になって、その情報が入ってきたということなわけで、すぐ次の週、月曜日から休校ということは、これは無理だと。学校での先生方の準備も、例えばどういう課題を与えるかというふうなこともある中で、県内4市町の教育長が集まりまして、協議を夜にしました。それで、やっぱり月曜からは無理だということで、1日、2日は、やっぱり後に延ばしてスタートしなければならないだろうということで、本町では3日の火曜日から休校という措置を取りました。2日の日には、臨時校長会議を急遽開いて対応策を取ったところであります。

そういった中で、教育委員会からは、春休みまでの3学期期間、大体2週間、3週間までいかなかったと思いますが、2週間授業ができないで子供たちを次の学年に上げなきゃならないというふうなことで、学校に指示をして、その間に、いわゆる欠課、授業できないその内容をどうするのかと、どのくらい積み残しがあるのかという調査を、指示をしました。

出てきたものがありますが、それに出てきたものを見ますと、ほぼ2月末までの段階で、簡単に言うと教科書を終えているところがほとんどでありました。一番心配したのは、先ほども申しましたが小学校6年生、中学校上げるに当たってどのくらい残っていて、中学校にお願いする部分はどのくらいあるかということと、中学校3年生は卒業でありますので、もう手を離れていますので、どのくらいあるかというふうなことで気になったところであります。

それを調べて結果を報告していただきましたが、それによると、中3については、ほぼ終わっていると。勉強の内容はほぼ終わっているというふうな。もちろん入試がすぐでありましたので、もう終わっていきやならない時期であったわけでありまして、そういった心配はないなというふうに思いました。

それから、小学校の6年生でありますけれども、教科によって、例えば3学期のまとめや学習の振り返りというふうなものが不十分であったと。いわゆる教育内容は終わっているのけれども、例えばもう少し練習ドリルを重ねて力をつけてあげたいというふうな、そういった部分が少し弱かったというふうなことがあったり、もう少し深く読み込ませたいという、それができなかったというふうなこともあったりします。

一覧にして出していただきましたが、それについては中学校にお伝えをし、なおかつ小学校6年生の教科書を中学校に送りました。それを見ていただいて、この部分がもう少しだなということは、中学校のほうで手当てをしてやる。そのことは、例えば4月にそれをまとめて全部やるというのではなくて、先ほども言いましたように、関連する単元がありますから、その中で取り上げていただいて、1年を通じて何とかカバーをしていただこうというふうなことで、取り組んできたところであります。

ということでありまして、幸いなことにといいますか、3月だけの休校で終わりましたので、

4月からは順調にスタートしておりますので、そういったところは年次計画で、年度の中でカバーできていくのではないかなと、そんなふうに思っているところであります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

そういう心配はないということでございました。補講について、退職した教員なんかもフル動員して積極的に活用すべきではないかなという質問を、次にやろうと思っていたのですが、その質問は割愛をさせていただきますが、もし再雇用となった場合には、教員免許という条件緩和も検討していかなくちゃいけないところまでお話を行きたかったところであります。

学力の格差について何点か伺いますが、公立小中学校のよさは、全国どこでも同じ教育を受けられるということで、学力格差がつくような状況は好ましくないと思いますが、先ほど教育長がお話をされましたように、中学校3年生は、非常に私も心配をしておりましたが、受験というものがあって、その中で自宅自習用のICT環境が整備されている家庭と、その環境を整えることが困難な家庭とでは、学力の格差が広がる可能性が非常にあるというふうに、前の一般質問でもお話をさせていただいたところであります。この中学校3年生の4月に到達する数字の概念等は、もう心配ないというお話でしたので問題ないと思うのですが、そういった自宅学習用のICT機器の環境整備によって、今後、後段のプログラミング、英語教育もそうなのですが、保護者の最終学歴、または経済力など、社会的、経済的地位が高い家庭ということ、ちょっと語弊があるのですが、ICT環境が非常に整備をされて、学歴への期待も非常に強いものがあって、実際に子供の学力が高いという傾向があります。学習時間も当然長いという調査の結果が新聞報道でありました。

これら以前から存在する格差が、今回のことでより大きくなる可能性があるのではないかなというふうに危惧をしておりました。学習への取組が困難な家庭の対応策として、やはり何かの対応を講じていかなくちゃいけない課題があるのではないかと考えますが、そのあたりの見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

国では、GIGAスクール構想という考え方を打ち出して、このコロナの感染が広がる前は、約5年にかけて全ての子どもたちにパソコン、タブレットだと思いますが、1台を与えて、そして学校でもそれを使った学習ができる。うちに持ち帰って自学というふうなこともできるというふうな形というふうに考えていたわけですが、コロナのことによって、全部一斉に、全国全ての小中学生に1台というふうな、それを早めるということで、今年度中にそれを導入するというふうな考え方によって、それぞれの全国の市町村がその予算化を今、図っているところであります。というふうなことで、全国一斉ですので、一人一人に行き渡るのはどのくらい



先なのか、ちょっと予想がまだつかないのではありますが、かなりかかるだろうなど、実は思っているところでもあります。

そういったような中で、家庭の経済状況云々というふうなことの解消は、できるのかもしれませんが、ただ、物があっても、例えば電波が飛んでこないというか、そういった環境ということを見ると、平泉町としてどうやって行き渡らせるかというふうなことについては、大きな課題が残っているなというふうなことであります。

いずれにしても、これは進むだろうというふうな形でありますので、全ての子供たちがそれを使った学習が可能であるというふうに思っています。

ただ、付け加えますと、今そういった形でオンライン学習ということの重要性というのが言われているわけですが、特にも休校がずっと続いていた全国の各都道府県とか市町村では、そういった要求が強いわけではありますが、幸いなことに平泉は、4月から通常どおりの授業が再開できているというふうなことでありますので、その心配はないなというふうに思っているわけですが、ただ、オンラインということが非常に騒がれて、クローズアップされてきていますが、果たしてそれで本当に、授業に代わる全てのことが子供たちに定着できるかということについては、私はすごく疑問があります。

それを突き詰めて言うと、オンラインが全てであれば学校は要らなくなるという、子供が通ってくる必要もなくなるというふうなことに、極論ではありますが。しかし、そうではないだろうと。子供たちが学校で学ぶというのは、教科もありますが、集団生活の中で学ぶことがたくさんあるわけで、そういった意味での学校の意義というのは、このオンライン化が騒がれる中で、ますますクローズアップされているのではないかなと、そのように思います。

ですから、一方ではそういうことを進めなきゃならないというふうには思いますけれども、やっぱり基盤は、子供たちが友達と仲よく学校に通って学び合うという、そこでいろいろな喜びだとか、楽しみだとか、発見だとかというふうなことができることが、学校の意義であろうというふうに基本的には考えているところでもあります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

外出自粛生活が長いという中で、子供たちのゲームやネットに接する時間の増加によって、依存症に進行することへの懸念が非常に高まっているという新聞報道がありました。

東京のアンケートアプリ開発を手がけるテストティという企業があるのですが、これの3月27日から4月6日までのアンケートの結果が報道でありました。中学生から大学生までの8,464人に利用や視聴が増えた媒体を尋ねた結果、中学生の72%がスマートフォンの利用と答えています。そのうちの8割以上がユーチューブで、ゲームアプリも4割との調査結果が出ておりました。

今回の感染症拡大防止対策によって自粛生活を余儀なくされて、部活などの制限もあって、目標を見失い、生活リズムを崩し、没頭する子供が増えているとの調査結果が、5月9日付の新

聞でも報じられておりました。

生活面のことは、保護者の管理が重要なことではあるのですが、この依存症に発展すると、自分の意思ではコントロールできなくなる、親による制限は、まず不可能であるというふうに、何回か父母と教師の集いなんかの講演の中でもお話を聞いたわけではありますが、簡単に元に戻れなくなると言われております。

こうした部分の今回の対策の中、自粛生活の長い中で、保護者とのそういった連絡、問題についての話合いの場を持つ、対策を立てるといったような対応は、学校はしたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

ここに、平泉小学校の2020年度のスクールプランがございます。その中の一番下に、ゲームやスマートフォン等のデジタル機器は、必ず保護者のいるところで使用します。夜8時から翌朝7時までの間、ゲーム機器、スマホは保護者が預かります。これが、今年の平泉小学校のスクールプランというふうな形になっています。

ですから、そういった形で子供たちが手放すという、手放す時間をしっかり取るというふうな形で、保護者に協力を要請するというふうなことで、呼びかけはしているというふうなことであります。そのほかにも、これまでもノーメディアデーとか、日9運動だと、日曜日9時以降はというふうな、そういったことは取り組んでいるわけではありますが、全ての学校で、今どのような形で動いているかというのは、まだ私、把握しておりませんが、大変大事なことだろうというふうに思います。

先ほどのオンライン化につながって言うと、タブレットを与えたが、実際本当にそれで学習に生かされているのか、もっとほかのことに使われているのではないかという心配もあるような気がしますので、これからの大きな課題だろうというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、特に中学校においては、平泉中学校においては、もう少しその辺の対応をきっちりやっていただきたいというふうに思いますので、今後とも努力をしていただきたいと思います。

小学校1年生、4月からの通常の入学ということで、特に問題なかったのかと思われるのですが、小1プロブレム、1年生に上がった段階で、いろいろな面で小学校1年生と他の学年を同列に扱ってはいけないよということが言われているわけですが、今回特に、その生活感からスムーズに学校生活にはなじんでいったのか、児童間の不安感とか、そういったものの影響というのはなかったのか、状況だけお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

例年、2月あたり、その辺の段階までに幼保の先生と、それから小学校の先生との連絡会というふうなのが、お互い持っているところでもあります。そういった中では、どのようにアプローチするか、カリキュラムをスタートするかというふうなことの連携は取れているだろうというふうに思います。

よく今まで言われてきたことは、年長児で、自分たちがリーダーとして幼稚園、保育所で育ってきているのが、小学校に上がった途端に、何というのですか幼児返りというか、周りが幼く見てしまう、ここまでできているのだから、もっとそこからスタートして鍛えていいのではないかというふうな話も、よく聞かれるところでもあります。

4月以降、何回か学校訪問をして、1年生の様子を私も見てまいりました。先ほど立派なことを言いましたが、不安はありました。やっぱりこれはコロナの影響なのだろうかと思うことが、実はあったのであります。4月からずっと登校していますし、しつけもされている、学習の規律も整っているのだけれども、何かもう少し子供たちの、何といいましょうか沸き上がる喜び、もちろん、例えば立ち歩いて騒いでいるというふうなことはありません、すたっとして見事です。見事なのだけれども、もう少し勢いを感じて、この時期あったよなという思いがあるのですが、そんなことも参観させていただいた後に、校長先生ともお話をしてみました。校長先生もその辺を感じていらして、これがコロナの影響かと、そういうこともあるのかなと、全国的なそういうニュースとかなんかあるわけではありますが、そのような様子は見かけられたところでもあります。

何とか2学期までには、というふうな思いで、共通の認識をしているところでもあります。そのような状況はあります。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7番（真籠光幸君）

その年度最初の3日間は、黄金の3日間というふうに言われているわけですがけれども、教員と児童とのコミュニケーションの取り方が非常に大事なだろうと思うのですが、今回の件で、今教育長がお話しになられたような、やっぱり各家庭とも、もっと小まめな連絡を取り合う必要は間違いなくあったのではないかなというふうに思われますが、ぜひそのあたりの検証ということではないのですが、特にも気を遣っていただければいいのかなというふうに思います。

学校関係の、小学校関係の質問につきましては、まとめてまいりたいと思いますが、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止対策では、突然のことにどう備えていくのか、危機の際に問われる教育の力について、改めて考えなければいけないというふうに思います。避難訓練などで備えをしていますが、いざとなるとできるはずのことができないというのはよくある話、周章ろうばいということになるかと思いますが、東日本大震災で津波から児童生徒が避難した釜石市の例でも、奇跡ではなくて、震災前から防災教育が積極的に行われていたと言われております。校長先生が言うには、命の尊さを十分に知っていれば、マニュアルに左右されず、自然と必要な行動につながると言われておりました。

今回の件では、学校現場では幼児のときから手洗い、うがいの励行、全員の掃除による清潔な空間づくりが徹底されていたことで、学校での集団感染を未然に防いだというふうに言われております。私たちの歴史は、疫病との闘いの連続でもありますので、最大の防御は自然に、普通にできることの徹底だというふうに考えます。

公の精神と規範意識の高さを育てているのが我が国の学校教育であります。非常時においても規律と秩序を保つことができる国民性がそこにあります。今回は、その力が改めて示されたと思います。ニューズウィークという日本版の雑誌がありますが、日本の奇妙な成功という記事がありました。なぜ死者が少ないのか、理由がよく分からない。アンアメージングサクセスと書いてありました。驚くべき成功だと。なぜかよく分からないが日本では死者が少なかった、多分そういったことなのだろうというふうに、数学者の藤原先生が言っておりましたが、規範意識の高さ、それから自然に、普通にできることが徹底されているという学校教育の力だと思います。新たな日常に対応できる子供たちを育ていく教育の力を、今後とも継続して発揮されますよう努力をいただきたいと思います。

出産祝い金について伺います。

過去の一般質問において、何度となく取り上げてきたことではありますが、直近ではさきの3月会議でも申し上げたばかりであります。一関市が4月1日以降に生まれた子供の保護者に、出産祝い金として支給することになりました。もちろん、狙いとするところは、出生率の向上や定住促進であります。支給額は、第1子が2万円、第2子以降が5万円です。人口減少の課題を抱える全国の自治体で、子育て支援のための出産祝い金を給付する自治体は増えています。答弁のとおり、本町におきましても来年4月からの制度創設と受け止めていいか確認します。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

臨時特別出産給付金につきましては、これは町として強い思いで創設をしたものでございます。先ほどご紹介のありました一関市の4月1日からの出産祝い金制度についても、私どもも承知をしております。ただ、今回はコロナの情勢の中で、国民一人に特別給付金を、10万円ですね、給付をするという中で、やはり4月28日以降もこういう経済状態、生活が逼迫をしているという中で、本来であれば国が、私は支給をするべきだというふうに考えておりますけれども、そういった位置づけであれば、国がやらないのであれば、町が実施をしていくということで、一関市で1人目2万円、2人目5万円というのはありますけれども、町としては28日以降5万円というふうに、強い思いでこれを決定してきたところでございます。

町長の答弁にもございましたとおり、コロナの情勢がまだ先行き不透明の中で、今後もこういう経済状態の中で継続をしていくということで実施をしてまいります。終息した折には、これは定住あるいは移住、それから子育て支援ということで、非常に有効な手段ということでは考えておりますので、切れ目のないような支援となるように検討をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

茨城県に筑西市というまちがあります。今年度から、第1子に20万円を支給するということが新聞報道がありました。その記事の中では、高額支給を通じて子育て支援に本腰を入れて、人口減少を何としても止めるという、現在の減っている人口を止めるのだという強い意思のもとに創設をしたというふうに記事が載ってございました。多子家庭や児童手当増額、入学祝い品へも、もう既に取り組んでおられまして、ランドセルも実は支給されているのだそうです。こうした人口減少対策と定住化支援対策については、全国どの市町村でも共通の認識を持って取り組んでいるところでございます。

例えば平泉、本町の年間出生数、40人弱であります。男女の比率が半分半分だとすれば、20人の女性が、今の合計特殊出生率1.6から、1.6まで多分ないと思うのですけれども、1.4程度だと思うのですが、掛ければ28人の子供が生まれる。20%そこで人口減になる。その20年後、またその半分に、その人口合計特殊出生率を掛けていくと、孫の代には間違いなく半分になるという算数になるわけです。大変なやっぱり数字なのです。

このままでいけば、平泉の出生数も1桁やゼロになる可能性だって、実はあります。7,000人台を死守するためにも、さらにここは、もう次のステップに、増額した祝い金制度を早期に実現すべきだと思いますが、もう一回答弁をお願いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今ご指摘のありました内容につきましては、ご質問の中にありました子育て世代へのインセンティブ、金銭的な支援、インセンティブというふうに捉えておりますけれども、今回はコロナの中でそういった給付金を創設してきたというところでございますし、既に実施をしている、給付ではございませんけれども、本来頂くべき料金を頂かないというふうな方法で、各種取り組んでいるということでございます。

その人口減少対策につきましては、子育て支援への直接的な金銭支援というものは、非常に重要なものというふうには認識してございます。ただ、この人口減少対策というものを全体的に進めるに当たっては、やはり平泉町に残っていただく、これをやっぱり進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。まずは住んでいる若者に残っていただく、そして、あるいはUターンをしていただくということも一つかというふうに考えております。

そのためには、先ほどのような子育て世帯への経済的支援と併せて、やはり働く場、これを確保していくこと、それから、若者からの要望が多い商業施設等、これらの整備を併せて検討していくこと、そして、今学校でも取り組まれておりますが、平泉学ということで、幼少期から平泉に愛着を持つ、こういったものが合わさって相乗効果が上がっていくものというふうに捉えておりますので、さらに企業誘致、新たな団地の整備、あるいは商業施設の整備などと併せ

て、これはパッケージで、やはり人口減少対策として取り組んでいくということが必要かというふうに考えております。

それで今、来年度に向けて総合計画、それから総合計画の中の人口減少対策に絞った形での次期総合戦略というものを、今から策定をしていくということになっておりますので、そういう人口減少対策については、しっかりと計画に位置づけて、今後の施策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

小学校の祝い品制度について伺います。

人口減少対策として、若者世代の定住化が欠かせないというのは、これは当然であります。子供の出生を祝うとともに、その子供が次のステージへの歩みを継続して支援するという一方で、定住化を確立させる取組は、やっぱり必要だと思うのです。

そこで、ランドセルなのですが、価格が高いもの、安いもの、非常にばらつきがあります。家庭間で格差がつきやすいという問題もあります。高いものは6万円、8万円台のものもありますし、子供にはこうした人気のものが高価格帯のランドセルになっています。一方、経済的に困窮する家庭にありましては、ランドセルを子供に与えるのに、なかなか6万円、8万円のランドセルは、非常に買えないという家庭が出てまいります。経済的格差が出るケースが考えられますので、この児童間のランドセル格差と、子供の負い目、引け目、精神的な格差をなくすためにも、町として同じ仕様、同じ規格のランドセルを、先ほど言いました筑西市のように、祝い品として支給する祝い品制度にも取り組むべきだと思いますが、答弁いただけますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

ランドセルの支給ということ、具体のご提案ということでございますが、これもいろいろ検討しなければならない部分があるかというふうに思います。確かに各家庭間の格差の問題というものもございますし、一方では、例えばお孫さんへのプレゼントだったりということもあろうかというふうに思いますし、あと、今このランドセルが非常に幅広く機能的になって、色があつたりとかという部分もあって、あるいは選択制にすればいいのかということもございますが、ちょっとその辺については、意向などもやっぱり確認すべきかなというふうに考えておりますので、現状ではそこは、現段階では検討していないというところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

おっしゃるとおり、毎年孫にランドセルを買わなくちゃいけないという、毎年6万円、8万円はなかなか厳しいものがあるので、早く町でやってくれないかなという思いがあるのですが、

ぜひ祝い品という制度も、学用品、少額なものからでもいいのかと思うのですが、何らかの形で、やはりつけてあげるというインセンティブを、ぜひ幅を広げて検討いただきたいというふうに思います。

まとめますと、結婚したい、子供が欲しいと願う男女が、その希望をかなえられる環境をつくらなければ、少子化の進行は止められないというふうに思います。晩婚化、未婚者が増えている昨今、時代を反映した制度の創設が求められています。他の市町村に比較して、本町に住み、子育てしようとする考えを、判断材料をつくっていくべきであります。

人口減少の波に有効な対策はありません。せめて、減少数を小幅にする歯止め策しかないと思います。子供を産めるのは、その子供の母親だけですが、育てる環境づくりには全員が参加できます。子育てに寄り添う伴走型の支援を充実する必要があると思います。経済的な理由で子供を諦めずに済むように、妊娠、出産、子育ての財政支援を手厚くする施策を、ぜひ展開していただきたいというふうに求めます。

これからの社会は、新型コロナウイルスとともに暮らす新たな状況に置かれることになりました。新型コロナウイルス対策には、多額の予算が長期にわたって求められることが予測されますが、だからといって、その分、少子化対策が後回しにならないよう求めまして、私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

1時まで暫時休憩いたします。

---

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

岩淵教育長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先ほど、真竈議員さんの質問の中で、全国学力・学習状況調査に関連して、体力・運動能力調査についてのご質問がありましたが、自信ありげに行いませんという話をしましたが、確認しましたところ間違っておりましたので、おわびして訂正させていただきます。

町内の小中学校においては、全学年児童生徒を対象に、岩手県としての調査を実施するということになっております。そして、その中で平泉小学校は全国の抽出校に選ばれておりまして、そちらのほうの集計にも参加するということになります。後日、調査結果については集計が届きますので、その後、事後に本町としての運動能力、体力をどのように育てていくかということ、また、1年間通じて活動しながら高めていくということになると思います。

大変失礼いたしました。

議長（高橋拓生君）

通告2番、大友仁子議員、登壇質問願います。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

それでは、通告2番、大友仁子です。

まずはじめに、4月に行われました町議会議員選挙におきまして、初当選させていただきました公明党の大友仁子と申します。よろしくお願ひ申し上げます。まだまだ不慣れでありますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、初めての一般質問をさせていただきます。

質問事項1番、子育て支援について。

子育て支援は切れ目なく継続的に行っていく必要があります。子育て包括支援センター、日本版ネウボラの設置が求められています。ネウボラとは、フィンランドにおいて、妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点、また出産、子育て支援制度のこともいうとあります。当町では、これまでの子育て支援になかったサービスに取り組み、さらに子育てしやすい環境を目指すべきと考えます。現在、妊婦さんは町外での出産を余儀なくされております。さらに、リスクを抱えての遠距離の通院は大変です。つわりの時期、またお腹が大きくなってからの運転も大変です。上の子がいる場合の通院も大変です。また、陣痛はいつ起こるか分かりません。家族等の応援がいただける妊婦さんばかりではありません。安心して通院できる環境づくりが必要です。

そこで、（1）番、妊婦さんへの健診時、陣痛時等の車の確保に対するタクシー代の補助について、町長の考えを伺います。

1番の（2）番、産後ケア事業の取組について伺います。

核家族化が進み、産前、産後に実家の応援を頼むことが困難な妊婦さんの高齢出産が進み、親御さんの高齢化が進んでいるのも現実です。実家も頼れず、母親は出産後、特に不安と緊張のストレス、慣れない育児で寝不足になり、子育てが辛いものになってしまいがちです。産後は母体の回復のための養生が必要です。当町においても、予防として、乳児全戸訪問の際、全産婦に対し、自己記入式質問票、EPDSを用いて相談を実施し、産後鬱予防及び虐待の防止に努めているようですが、平成29年度よりも平成30年度のほうが悩んでいる人の割合が多いようです。それに対してどのような対応を考えているか伺います。

そして、大きな2番目になります。高齢者ドライバーの運転免許自主返納者への支援について。

近年、高齢者が加害者となる交通事故は大きな問題になっています。高齢者ドライバーの運転免許自主返納者への支援について伺います。

大きな3番目、防災備蓄品について。

近年頻繁に起きる災害に備えて、乳児用液体ミルクも備蓄しておく必要があると思いますが、町長のお考えをお願ひいたします。



以上、答弁よろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えいたします。

1番、子育て支援についてのご質問の、子育て支援は切れ目なく継続的に行っていく必要がある、子育てしやすい環境を目指すべきと考えるのご質問にお答えいたします。

はじめに、妊婦さんへの健診時、陣痛時等の車の確保に対するタクシー代の補助の取組について何うのご質問にお答えいたします。

妊婦さんへの健診時や陣痛時等の交通費の補助につきましては、自宅から病院までの移動距離が長距離の場合、移動による母体への負担軽減のため、通院等に係る交通費の負担軽減を図ることにより、安心して妊娠及び出産ができることを目的として、様々な自治体で取り組んでいることは承知をいたしているところであります。

本町におきましては、妊婦さんの多くが近隣の一関市や奥州市での医療機関を受診していることが多いため、妊婦さんへの健診時や陣痛時等のタクシー代の補助は行っておりません。しかし、安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援していくことは、子育て支援の上でも重要だと考えますので、妊婦さんへのニーズ把握や県内の取組状況等、受入体制や近隣市町村の状況等について情報収集しながら、支援の在り方がどういう方法が最もベストなのか、検討してまいりたいというふうを考えております。

次に、産後ケア事業の取組について何うのご質問にお答えします。

本町における産後ケア事業については、平成30年度から実施しており、出生後2か月を目安に行う乳児訪問と合わせ、産後鬱予防のための相談などを実施しているところです。この事業は、家族等から産後の援助が受けられない母子に対して産後ケアを行うことにより、母親の心身の安定と育児不安を解消し、母子とその家族が安心して健やかな育児ができることを目的として実施しております。令和元年度の実績としましては、3名の利用者が延べ7回実施しております。平成30年度の育児支援チェックリストでは、育児不安が強い母親の数が増えており、昨今の社会状況などを背景に、不安や悩みを持ちながらも、誰にも相談できず1人で抱え込んでしまう母親が増えているものと思われまます。産前、産後を含めた不安軽減のために、今後も事業継続に努めていきたいと考えております。

次に、2番の高齢者ドライバーの運転免許自主返納者への支援についてのご質問の、近年高齢者が加害者となる交通事故は大きな問題になっていることから、高齢者ドライバーの運転免許自主返納者への支援について何うについてのご質問にお答えいたします。

町では、高齢者の交通安全対策といたしまして、各地区で実施される交通安全教室での交通安全講話、反射材の普及活動、高齢者世帯訪問の実施、高齢者の交通事故防止県民運動の展開など、警察署ほか各交通安全関係機関と連携をしながら、高齢者の身体機能の変化に応じた交通安全指導を行っているところであります。なお、高齢者の運転免許証の自主返納者への支援に

つきましては、現時点では考えておりません。

次に、防災備蓄品についてのご質問の、近年頻繁に起きる災害に備えて乳児用液体ミルクも備蓄しておく必要があると思うが、町長の考えを伺うのご質問にお答えいたします。

町では毎年度、予算の範囲の中で非常食や水を防災備蓄品として購入しており、その中で、乳児用の粉ミルクにつきましては対応しているところでもあります。防災備蓄品につきましては、様々な災害が全国各地で発生している中で、必ずしも万全というわけではありませんので、引き続き予算の範囲内ではありますが、必要とする備蓄品について検討した上で、準備を進めてまいりたいと考えております。また、備蓄品については、毎年度対応しているところではございますが、十分に足りているわけではありませんので、町民の皆さんにも、各家庭において常日頃から準備していただくよう機会を捉えながら、周知に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、再質問させていただきます。

まず最初の1番、子育て支援の（1）の妊婦タクシーについてでありますけれども、現在、近隣の奥州市と金ケ崎町でも既に施行されております。奥州市では2018年7月31日、妊産婦タクシー助成券交付事業を設置されました。また、金ケ崎町でも2019年4月8日、妊婦さんへのタクシー利用助成券を交付されているようです。陣痛で救急車を使用することは基本的にはできません。そのため、1人であるときや予定日より早く陣痛が始まったときなど、陣痛時の交通手段に不安を抱えている方が多く、事前登録しておくことで妊婦さんの不安を少しでも解消すると思われませんが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

妊娠によりまして、出産まで様々な健診等も受けながら出産に向かうところだと思いますけれども、出産が近づくとつれて、妊婦さん、どうしても不安になっていくところだと思います。そういう中で、現在、平泉町では幸いにもご家族の方のご協力ですとか、それこそパートナーの方のご協力などによりまして、無事に皆さん出産もしているところです。また、出産までの間に、妊婦健診のほうを14回実施しているところでございます。そういう健診も受けながら、医療機関の先生方とご相談しながら、出産に向けた準備も徐々にしていただいているところだというふうに思っております。

ですが、陣痛はいつ起こるか分からないものでございますので、そういう中での妊婦さんへの不安解消につきましては、答弁の中にもありましたが、安心して妊娠、出産に向けて妊婦さんが過ごしていただくことは、子育て支援の上でも大変重要だと考えておりますので、近隣では奥州市、金ケ崎町さんのほうで助成のほうを実施しているというところは保健センターでも把

握しているところでございますので、ただ、その、どのような形で実施するのがいいのかというところを今後、検討させていただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

次に、産後ケアについてですけれども、ちょうど5月31日の新聞に掲載になったのですけれども、相談ということで、「2週間前に出産しました。子供が1時間置きに起きるので寝不足です。もう起きないでと思ってしまいました。自分は母親失格です。子育てがこんなにつらいとは思いませんでした。」という相談の投稿があったのです。それに対して助産師さんが、1人で抱え込まず、周りに頼るということで、「慣れない育児で睡眠不足になり、気持ちが張り詰め、憂鬱な気分になるのはごく自然なことです。コントロールの利かない感情の不安定さはとめどもない不安と自己嫌悪を呼び寄せます。」ということで、「家族だったり公的な育児支援者だったり、様々なところにあなたを応援してくれる人がいます。だから、1人で抱え込まないようにしましょうね。」という、やっぱり本人にしては本当につらいことなのです。

それで、今現在、新型コロナウイルスの影響で日常生活に不安やストレスを抱える母親も少なくないと思います。病院と実家の間の相談所として、少しでも母親たちの育児の不安解消につながるようなきめ細かい産後ケアが必要と考えます。当町においても、先ほど説明ありましたけれども、平成30年度から産後ケアをやられているということで、ますますこれを周知していただいて、何とか悩む人を減らしていただければと思います。

人口減少が続く中、当町においても、昨年度は34名の赤ちゃんが誕生していると伺いました。産まれてくる赤ちゃんを大切に、安心して子育てできるように、今後の取組について町長のお考えを伺います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど答弁をさせていただきましたが、安心して、そして出産できる、そういう体制というのは一番大事なことだというふうに思います。それがイコール、タクシーの支援という形かどうかについても、もう少し掘り下げながら検討させていただきたいと思います。前段でもお話しさせていただきましたが、やっぱり安心して産める、そして育てる。

今質問もされましたが、後段の部分、やはり出産が大変だということと同時に、1子を抱えながら今度2子という、例えばそういったことも状況によっては出てくるわけですから、総合的に、ただいまの、先ほど議員も冊子を示しながらのご質問でしたけれども、私どもも、冊子に示したから、ではそれを見てやってくださいということでは全くございませんで、お一人お一人が、やはりその状況というのは自分の体調もあるだろうし、家族関係とか家族の対応とか、いろんな状況が一人一人違うはずですから、それに対してきめ細かな対応をするというのが今、町としても最も大事なことだろうというふうに思っております。

そのきめ細かさを実現するためには、やはりきちっとした情報、状況を妊産婦さんとも、そして子育てしている方々と直接、状況を担当課でもきちっとそれを把握することが最も大事だというふうに思っておりますので、今後なお検討させていただきたいというふうに思いますし、そういった形で今後も進めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ありがとうございました。

それでは、2番の高齢者ドライバーの運転免許自主返納者への支援についてであります。答弁の中に、町では高齢者の交通安全対策として、各地区で実施されている交通安全教室での交通安全講話、反射材の普及活動、高齢者世帯訪問の実施、高齢者の交通事故防止県民運動の展開など、これはすばらしいというか、机上でというか、実際的には反映は100%は無理かなと思うのです。これはこれでいいのですけれども、私が言いたいのは、高齢者の運転免許証の自主返納者への支援についてであります。

今、多分、先輩議員さんも皆様も言ってこられたと思うのですけれども、交通弱者の問題がずっと問題であると思うのですけれども、例えばこういう町がありました。広島県の神石高原町という、この町は人口9,000名くらいで、平泉町より少し人口が多い町なのです。高齢者にタクシー代を最大600円とする補助制度があるそうです。高齢者の外出や運転免許の自主返納につながるなど、効果を上げているそうです。気軽にタクシーを使えるので出かける機会が増えた、認知症予防になるとみんな喜んでいるそうです。

同制度は2017年4月に導入されたもので、町役場に申請し、登録、交付された利用者証をタクシーの運転手に提示すれば、最大600円で乗車できる。600円を超える料金を町が負担する仕組みだそうです。対象は、町内在住で満75歳以上の人、身体障害者手帳の交付者などで、町内での利用に限るが、用途は問わないそうです。何でもいいそうです。町外に出る場合は、医療機関を利用する目的に限り、3,000円を上限にタクシー代の半額を補助しているそうです。登録者は2019年3月末時点で1,945人と町人口の2割を超え、75歳以上では65%に達したそうです。運転免許の自主返納者も増え続けて、2017年度は前年度に比べて55人多い69人で、2018年度は87人に上回ったという事例がありました。

また、高齢ドライバーの事故が社会問題化していますけれども、高齢者が生活に不自由を感じることなく運転免許を自主返納するには、やはり代替交通手段の確保が欠かせないと思うのです。そこで、自宅から目的地まで運行時間を気にせず移動できる仕組みが好ましいと考え、神石高原町はタクシー代補助制度を導入したそうです。これは地域公共交通の整備だけにとどまらず、高齢者の外出機会の増加に伴う健康増進や町のにぎわい創出、地元タクシー事業者の存続や雇用創出など、地域活性化にも直結すると思います。誰もが安心して暮らせる町を目指すべきと考えますが、何かの形でやるべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今、議員のお話ありました神石高原町の取組につきましては、やはりなかなか高齢者に対する行き届いた支援策だと思っております。岩手県内におきましても、33市町村のうち13市町村が、支援の仕方につきましては様々ありますが、そういった支援をやっております。近隣では、一関市のほうでは市内のバス、タクシーの乗車券を1人1回に限り1万2,000円などの助成、支援をしております。あと、奥州市は市内のコミュニティバス半額、これ3年間だそうですけども、そういった支援をしております。確かに自主返納のサポートにつきましては、自家用車に代わる移動手段の確保について、支援策を含めて考慮していく必要があると認識しておりますので、今後検討していきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ今後の取組で行っていただきたいと思います。

そして、3番の防災備蓄品の乳幼児液体ミルクの件ですが、いろいろ備蓄品はあると思うのですけれども、なぜこの乳幼児液体ミルクにこだわったかという点、調べましたら、2018年8月に厚生労働省が液体ミルクの規格基準を定めた改正省令を施行し、国内でも製造や販売が可能になり、昨年販売開始したグリコ製が国産第1位となるそうです。欧州などで広く普及している液体ミルクは、乳児に必要なビタミンやたんぱく質など、母乳に近い栄養素が含まれる。粉ミルクも同じだと思うのですけれども、粉ミルクのようにお湯に溶かす必要がなく、哺乳瓶に移し替えれば、開封してすぐに乳児に与えることができます。また、常温で約半年間保存可能なのが特徴です。これまで液体ミルクは国内での製造、販売が認められていなかったため、2016年4月に起きた熊本地震では、電気やガスなどのライフラインが寸断する中、フィンランドからの救援物資として支給され、とても役立ったと言われております。

また、昨年10月に日本を襲った台風19号、そこでも大活躍したのが液体ミルク。作るのに手間がかかる粉ミルクとは異なり、パッケージを開封すれば授乳が可能という便利な商品です。台風で停電と断水になり、赤ちゃんの粉ミルクが作れなくなってしまい、避難所での生活で自治体から液体ミルクが支給され、本当に助かったという事例がありました。

また、備蓄から一定の期間が経過したものは、乳児健診や保育園の防災訓練などで希望者に配布するのもいいと思います。防災備蓄品として、マスク、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶、カセットコンロなども必要と思われませんが、今現在、在庫は幾らぐらいあるでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

防災備蓄品についてのご質問ですけれども、現在は当町では平成29年から備蓄を開始しており

まして、保存食のレトルト食品が850食、水500ミリのペットボトルが1,800本、スティックミルク10本入りで20パックということで、粉ミルクについては備蓄しているというふうな状況でございます。今回この乳児用の液体ミルクというふうなことで、大きな災害等でも非常に活躍されたというふうなお話をいただいておりますけれども、先ほど町長が答弁したように、今後、備蓄品につきましては毎年予算を取っております、計画的に備蓄はしておりますけれども、こうした乳児用の液体ミルクにつきましても、今後は、これも含めていろいろなものが必要になるかと思っておりますけれども、検討しながら備蓄をしていきたいというふうに思っております。

なお、ガスボンベ等につきましては、岩手県の高圧ガス協会の一関支部と協定を結んでおまして、災害の際には、要請に応じてすぐに対応していただけるようなことになってございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ありがとうございます。今後も災害がいつ本当に起こるか分からない世の中なので、一つも漏れなくというか、皆さんのために備蓄を行っていただければと思います。ぜひ液体ミルクも災害備蓄品として設置していただければと思います。

それでは、以上で私からの質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

50分まで休憩いたします。

---

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時49分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告3番、氷室裕史議員、登壇質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

通告番号3番、氷室裕史です。

今回の一般質問は、開業を令和3年3月に控えた平泉スマートインターチェンジに関してであります。

現在、世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっております。幸い岩手県においては、感染者数がゼロということでもあります。しかしながら、感染者はおらずとも、その影響は当町の飲食業、観光業を中心に計り知れないものがあると思われれます。その影響の一端が今後の平

泉町の命運を左右すると思われるスマートインターチェンジの建設にどのような影響をもたらしているのか、また、今後の平泉町の展望を俯瞰する形で伺いたいと考えております。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響によるスマートインターチェンジ建設の遅れ等はないか、また、建設業者に対して感染防止対策の指導等を行っているのか伺います。

2点目は、スマートインターチェンジ周辺整備の進捗状況について伺います。また、新型コロナウイルス感染症による企業誘致への影響について伺います。

3点目は、東北自動車道の西側の今後の開発の展望並びに企業誘致の計画について伺います。

4点目は、スマートインターチェンジの開通により新たな玄関口を得ることとなりますが、当町としては太田川から南の位置づけを今後どのように捉えていくのか、見解を伺います。

以上、4点について、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えいたします。

令和3年3月開通予定のスマートインターチェンジ並びに周辺整備の進捗状況、それに付随する当町南部の今後の展望を伺うのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によるスマートインターチェンジ建設の遅れ等はないか、また、建設業者に対して感染防止対策の指導等を行っているのかのご質問にお答えいたします。

平泉スマートインターチェンジ建設の進捗状況について、発注者の東日本高速道路株式会社東北支社に確認したところ、今般の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言により、県境をまたぐ移動自粛の要請などから、作業員の確保に影響が出ております。令和2年5月14日にネクスコ東日本から記者発表されている内容のとおり、迂回させた東北道を現道に復旧するための昼夜連続車線規制による工事が当初お盆までに完了予定であったものが、お盆明けも工事を行う見通しとなっております。これにより、現在、全体工程の精査をしているところと聞いておりますので、精査後の工程が分かり次第ご報告をしまいたいと思います。

建設業者に対しての感染防止対策については、建設現場においては、国土交通省で取りまとめた建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき対応しているところであります。ネクスコ東日本によりますと、受注者に対し、手洗いの励行などの感染拡大防止、発熱時の休暇取得などの作業従事者の健康管理、作業従事者の感染時における連絡体制の確立などについて指導を行っており、また、受注者は具体的な感染予防対策として、県境越えの自粛、マスク着用、消毒液の設置、朝礼時の検温、作業員間の間隔確保などの対策を講じているとのこととあります。

次に、スマートインターチェンジ周辺整備の進捗状況について伺う。また、新型コロナウイルス感染症による企業誘致への影響について伺うのご質問についてお答えいたします。

平泉スマートインターチェンジ周辺開発については、事業の実現に向けた実行組織を構築することを目的に、民間主体で平泉スマートインターチェンジ周辺事業戦略協議会準備会を昨年8

月に開催し、その後、正式に平泉スマートインターチェンジ周辺事業戦略協議会が組織され、昨年10月及び今年2月に協議会が開催され、事業戦略の状況報告等を受けているところであり、協議会では今後の戦略展開について協議がなされ、事業を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、事業環境が冷え込んでいるため、プレゼンテーションが行えていないのが現状であります。

いずれスマートインターチェンジ周辺整備を行うに当たっては、民間による共同事業体、いわゆるコンソーシアムが中心となって行うこととしていることから、まずはこのコンソーシアムの立上げが事業化に向けての大変重要なものとなってまいりますので、今後も協議を重ね、民間の動向をしっかりと見極めてまいりたいと考えております。

次に、東北自動車道の西側の今後の開発の展望並びに企業誘致の計画について何うのご質問についてお答えいたします。

東北自動車道の西側の今後の開発につきましては、現在のところ具体の開発計画はありませんが、特にスマートインターチェンジ付近については、その利便性が向上することから、付近の町有地の有効活用も含めて検討してまいります。

次に、スマートインターチェンジ開通により新たな玄関口を得るが、町として太田川以南の位置づけを今後どのように捉えていくか、見解を何うのご質問にお答えいたします。

当該地域につきましては、平泉町都市計画マスタープランにおける地域中心商業地、工業地域が含まれる地域であり、高田前工業団地や新たな工業団地の検討地もあり、国道、県道沿いには多くの商業施設が集積している地域であることから、スマートインターチェンジの開通により、その利便性からさらなる企業の集積、商業地としての発展が期待される地域と捉えております。工業団地への新規工場の立地が決まり、スマートインターチェンジが供用開始されれば、今後のまちづくりの大きな原動力になっていくものと考えておりますので、これらを活用した今後10年間のまちづくりについて、新しい総合計画に位置づけていきたいと考えているところであり、

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、何点か伺います。

ネクスコ東日本から、お盆までに完了予定だったものがお盆明けも工事を行う見通しとなっていると、そういった発表もありまして、そうすると、現段階では令和3年3月のスマートインターチェンジの開通、これは断言できる状況ではないというふうになってしまったという認識でもよろしいでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）



先ほど町長も申しましたとおり、お盆までに完了予定であったものがお盆明けの工事を行う予定、これは迂回路工事の件でございます。これによって、迂回路工事が若干押しているような形ですが、全体工程、迂回路工事のほかにもいろんな工事、ランプの工事とかいろいろございますので、その辺の調整を今、全体的な工事の調整を取っているということなので、遅れるか取り戻すかというのは、まだこの精査をしてみないと分からないというような状況のようでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

すみません、そうすると開通は間違いないと思ってもいいということですね、期日までに。

議 長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

全体工程の精査を今、先ほども言いましたように行っていますので、それがどのようになるかによってということになります。精査の結果、どのようになるかということが分かるということなので、現段階では何とも言えないというところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

さすがにマルかバツはまだまだ分からないということですが、3年前か4年前かちょっと失念しましたが、私が初めてスマートインターチェンジに関する一般質問を扱った際には、まさか世界的にこのような事態に陥ってしまうとは思ってもありませんでしたし、こればかりは本当に、工事を急ぐとか、そういった次元の問題ではないですし、万が一、それこそ作業員の方に感染者、そういったものが出た場合は、もう工事の長期延期等も避けられるものではないかと思っております。当局におかれましても、一層そういった感染防止対策、そちらのほうには注力していただきたいと思っております。

次に、2点目の企業誘致への影響に関しまして、今世の中ではテレワーク、オンライン就業といったものに取り組んでいる企業も多々ございます。しかしながら、そういった取組、オンライン就業といったもの、双方で環境が整っているということ、これが大前提でありまして、今の答弁を伺っていますと、企業誘致に関しても、このコロナ禍の中で苦境に立たされているようですが、そうなるやはりこれも、企業誘致に関しても、先ほどスマートインターチェンジの工事の遅れがどうなるかという話を伺いましたが、やっぱり若干遅れというものは懸念されるのでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

昨年の8月にスマートインターチェンジの周辺事業戦略準備会というものが立ち上げられまして、その後、正式な協議会に移行したということでご答弁をさせていただいたところですが、2月が協議会の最終でしたけれども、これから本格的に進出を目指す企業さんにプレゼンテーションを行っていくという段階でございました。それが今回のコロナウイルスの関係でプレゼンテーションが行えていないという状況だというふうに把握をしております。

それで、相手方の企業なのですけれども、特にコロナの影響が大きいとされる観光あるいは宿泊業、そういう方々ということになっておりまして、これについては先日、国の記者会見、報道等でも、一番影響を受けて、今後長引くであろうとされている業種でございます。そういった面では非常に社会環境、企業環境が冷え込んでいる分類の事業者さん相手ということになりますので、まずはこれが収束をしてからのまた再始動という格好で、現状としてはプレゼンテーションが全く行えず、企業さんへの整備の目的、それから将来像をお示しできていないという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。それでは、平泉町で今プレゼンのほうがこういった状況下ですから、行われることがないということで、そうすると、平泉町でこういう事態を今後見据えて、対外的なオンライン業務、そういったものに対する準備というのは整っているというか、今後そういうものはあるのか。また、オンラインでプレゼンを行うことができなければ話が進まないわけですから、取り組むべきではないかと思うのですけれども、そこら辺の見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

業者の方々がやっぱり首都圏が多いものですから、これが果たして、では来月から早速、直接お会いできるかという、なかなかこれも難しいというふうに考えております。いずれコンサルが中心になってそれを、段取りをしてきているところがありますが、現在リモートでの会議、これが非常に広がってきているという状況でございますので、当町においては、そこがまだあまり役所的に整備が遅れているという部分がありますので、それも含めて検討し、いずれ遅れているなら遅れているで、その状況をやっぱりしっかりと皆さんと情報共有するというのが大事だと思いますので、そういったものを検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。誘致企業に関しても、本当に私も近隣住民の一人ですので、実は今、

課長のほうから回答ありました観光業、宿泊業のほう而立地のほうに興味を示しているという答弁がありました、そこでちょっと伺いたいのですが、私も近隣に住んでおりまして、いろんなうわさというのが流れてきまして、立地要望、10社近くがもうあたかも立地が確定したかのようなうわさが流れているのですけれども、まずこれが事実なのか。それと、これはまた以前も伺ったことではありますが、現段階で興味を本当に示しているというのはどういった企業、今、観光と宿泊業という答弁がありました、何社ほどあるのかお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

恐らく去年の議会の中でも11社ということで、協議会のメンバーが11社だということをお伝えしたかというふうに認識をしておりますが、11社というのは進出を目指す11社ということではございませんで、計画を策定する建設業者であったり、あるいは融資をする銀行だったりというものが協議会を結成して、そこで練り上げた計画を民間企業に、進出を目指す企業にプレゼンテーションをして、そしておいでいただくということになっておりますので、11社がお越しいただく企業ということでは直接イコールとはならないということでございます。

それで、今現在では何社かということになりますが、先ほど申し上げましたとおり、プレゼンテーションが行えていないということで、想定しているのが観光業あるいは宿泊業という方だということで、現状ではそこまでということになります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

大変分かりやすい答弁ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。3点目の東北自動車道の西側の開発の展望に関しまして、現段階では具体的な計画というものはないと。ただ、付近に町有地があると、そういった答弁がありました、具体的にどの辺にどの程度の広さの町有地というのがあるのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スマートインターの西側のところということでございますけれども、字で言うと小金沢というところになりますが、ここにある程度まとまった町有地というものがございます。山林と原野ということで、今すぐ、ではそこを使えるかという状態ではないということをお話をさせていただきますが、山林についてはおよそ7.6ヘクタール、それから続きの土地で、原野ということで約7ヘクタール、こちらも7ヘクタールちょっとということで、合わせますと15ヘクタール弱という町有地がございます。

なかなか町有地でこの程度まとまった土地というのは町内にないもので、実は民間のほうからも一部貸してほしいというふうな土地だったわけですが、これは将来の町有地の有効活用、ま

ちづくりに活用できるかなりの土地として、まとまっている土地ということで、これを貸さな  
いということで町有地のままになってございますので、今後この活用ができるとすれば、こう  
いうまとまった土地はここかなというふうに考えているというところでございます。

場所的には、小金沢の土取り跡地の太陽光がございしますが、そこから見ると北西のほう、そん  
なに離れてはいないのですけれども、そこから見えるちょっとした小高い山といいますか山林  
といいますか、という場所になります。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。そういった町有地の今後の有効活用ということも、本当に町長におか  
れましては今後もぜひそういった平泉町のよりよいまちづくりのために、また自主財源の確保  
といった命題に向かっても、企業誘致、もっともっとぜひ注力していただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

4点目の質問の答弁に関しまして、今後の利便性の高さから、平泉町の南をさらなる発展の見  
込める地域と捉えているとのことですが、まさに今後、スマートインターチェンジの開通によ  
って、主役となり得る太田川から南のほうであります。しかしながら、渋滞緩和のための道路  
行政をはじめ、問題が山積しているというのも現実であります。例えば開発による弊害とど  
のように付き合っていくのか。人が増えれば、当然、残念なことに不法投棄等も確実に増加して  
しまいます。そういったものに対して、しっかり町がその地元をケアしていけるのか。もちろ  
んそのことに関しても、新しい総合計画の中にも大なり小なり位置づけていくものかと考えら  
れますが、現段階で、町としては開発による弊害に関し、例えば地元のことは地元で解決して  
もらうというスタンスでいくのか、それとも町がしっかりケアしていくのか、どのように考え  
ているのか。今日は各区の区長の方々も大勢いらっしゃいますので、ぜひその見解を伺いた  
いと思います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

当該地域につきましては、議員も地元ということでございますので、一関市との境からという  
ことになりますが、商業地域がやはり集積をしている地域。それから、工業団地が今度新しい  
工場も立地をされるという地域。それから、新しい工業団地の計画地もあるということで、雇  
用の場という意味では本当に集中をしている場所かなというふうに思います。そして、雇用が  
あればお住まいということも求めてくる方もいらっしゃるのかなというふうに感じております。

弊害ということについては、ちょっと一概では申し上げられないところでございますけれども、  
平泉町は小さい町で、そのよさを生かしていくというまちづくりを進めているわけですけれ  
ども、このコミュニティーというのがやはり大事だろうというふうに思っております。その中  
で、新しい住民の方をどう迎えていくのか、この辺は一番大事なところではないかなというふ

うに思っております。これ、行政区、地元の皆さんの温かい歓迎も当然お願いしたいというふうには思っておりますが、町としても、やはり新しく来る方にどういう支援ができるのか、そして、まちづくりに参加をしていただくということで、その町、あるいは地域に関わる機会が増えるのではないかなというふうに思っておりますので、やはり行政だけのまちづくりではなくて、住民の皆さんとのまちづくりを通して、コミュニティーなどをつくっていただければというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。そういう弊害に関しては、町と地元と両輪で頑張ってもらいたいという、そういう答弁だったと思います。

そういったことも含めまして、スマートインターの近辺といいますと10区、9区、8区、7区、もちろん6区、太田川より北のほうもそうですが、そういったところにはまめに説明会といいますか、開いてほしいとは思っております。実は前任者の八重樫課長のほうからも、ぜひぜひ説明のほうをまめに開いていきたいという話があったので、そのところもお願いしたいと思っております。

そして、最後になりますが、スマートインターチェンジの開通、先ほども申し上げましたが、恐らく今後の平泉の起爆剤なり、これも本当に平泉のスマートインターチェンジにおけるバブルといいますか、これを一過性で終わらせることなく、開発による弊害、これに対する周辺住民へのケア、また、昔から平泉に住んでいる方々の考えや思いを尊重したまちづくりに尽力していただければと思いますが、その見解、お願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

説明会のお話もございました。先ほどの協議会の進捗状況についても、進んでいないなら進んでいないなりのやっぱり情報共有ということもお話をさせていただきました。地元の方々にも、そういった内容についてはやはりお知らせをすべきというふうに考えておりますので、今年度開催をする予定にさせていただきます。まだ具体の日程については決まっておられませんけれども、協議会とのやり取りの中で、進み具合を見ながら速やかに検討してまいりたいというふうに思っております。

開発との弊害という部分については、先ほども申しましたように一概ではなかなか難しいというふうなことでございますが、いずれそういった住民の方々にはやはり参加をしていただくまちづくりの中で、それも言葉だけではなくて、今度は社会教育施設などもできて、これまでにない新たなコミュニティーだったり、あるいは人材育成もそこでできるのかなというふうに思っておりますので、そういったものを連携しながら、町内みんながまちづくりに関わり合う状態、状況、そういったものでまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ぜひもう本当に町民を置き去りにせず、当局と町民、両輪で頑張っていけるような、そんなまちづくりをしていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

続きまして、通告4番、阿部圭二議員、登壇質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告4番、日本共産党の阿部圭二です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告どおりに質問させていただきます。

昨年末からの新型コロナウイルス感染症は、日本の医療、経済、生活を一変させてしまった。平泉町でも観光がストップしてしまい、農業後継者不足が言われている状況の中で、いかに当町でも作っていくかが問われている状況ではないのか。そこで、農業への影響や支援についてでありますけれども、1、繁殖牛や肥育牛の影響をどのように見ているのか伺います。そして、もう一点、農産物への影響はどのように見ているのか伺います。

そして、新型コロナウイルス感染症による町内への影響でもう一点なのですが、年々厳しくなっているときにさらに消費税が上がり、新型コロナウイルス感染症によって親が雇止めやパートや働き口がなくなったり、学生のバイトがなくなって困っている状況の人たちだけでなく、就学援助制度の基準には入らなくて厳しい生活を余儀なくされている人たちに、町からのサポートとしての支援が必要ではないか。所得の少ない世帯や学生の支援のために、就学援助制度は生活保護基準の1.2倍からの引上げが必要ではないか。そして、所得が減少している中で全ての児童生徒の給食費の援助が必要ではないか。もう一点、町外で暮らす学生の支援も必要と考えるが、町長の考えは。

そして、大きい2番でありますけれども、昨年末の消費税の影響で、今年に入って仕事がなく、ほとんど仕事をしていない方もいる状況で、追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症の影響から、トイレやユニットバスの取付部品が入らず、引渡しができない状況が続いて、さらに会社の人たちと同様に、各一般のサラリーマンの方々と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに仕事はなくなっていく状況が現在も続いている状況であります。

そこで、循環型社会形成のため、中小零細企業支援の政策として、1、住宅リフォーム助成制度が今こそ必要ではないか。もう一点、個人事業者にも町から直接契約ができる小規模工事登録者制度によって事業者にも工事を受注できる機会が必要ではないか。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による町内への影響と対策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、農業者への影響についてのご質問の繁殖牛や肥育牛の影響をどのように見ているか伺うについてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響を受け、訪日外国人の減少や外食需要の低下、緊急事態宣言後の外出自粛の徹底などで和牛の価格が低迷し、農家の経営に深刻な影響を広げております。4月の肥育牛の県南市場平均価格は前年比25%安の約88万円に、また、肥育牛の下落を受け、4月の和牛子牛価格の平均も前年比20%安の約65万円と大幅に下落しております。肥育農家、繁殖農家は子牛の買付けや餌代などで生産コストが高い分、大打撃を受けており、経営の維持すら危ぶまれており、対策を講ずる状況だと認識しております。

このような状況を踏まえ、町として独自の支援策を講じてまいります。肉用牛肥育経営安定交付金制度の上乗せ補填については対応中であり、肥育素牛の導入に対しての補助や子牛市場販売価格が基準額以下で販売した場合の補助については、本議会で予算計上させていただいております。国・県と合わせて支援し、厳しいこの環境を乗り越え、経営の維持を支えてまいりたいと思います。

次に、農産物への影響はどのように見ているか伺うのご質問にお答えします。

新型コロナウイルスの影響を顕著に受けている農産物は牛肉であり、その農家に対して支援を進めているところであります。牛肉以外の農産物については、大きな影響は見られませんが、農産物は季節に応じ品目や量が変わり、見通しがつかない状況にあります。今後の農産物の消費動向にどう影響するかを見極め、追加的な経済対策も検討してまいります。

（2）の所得の少ない世帯や学生の支援についてのご質問の1と2につきましては、後ほど教育長のほうから答弁いたします。

私からは、3の町外で暮らす学生への支援も必要と考えるが町長の考えはの質問にお答えいたします。

町が行っている学生に対する支援策としましては、育英資金の貸付けがあり、本年度は4月10日から5月8日までの募集を行い、大学生5名、高校生1名に新規の貸付けを決定したところであります。育英資金の貸付けは町内外の学校を問わないため、町外で暮らす学生だけでなく、町内の学生にもひとしく支援を行うことができる内容となっており、貸付金額は高校生が月額1万2,000円以内、高等専門学校生が月額2万円以内、大学、大学院及び専門学校等の学生が月額4万5,000円以内となっております。例年新規の貸付募集については、年1回のみとしておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、学生の生活支援のため、本年度年2回目の募集を行う方向で、現在規則改正等の作業を進めております。8月までに2次募集を行い、9月をめどに選考委員会において貸付けを決定し、町外で暮らす学生についても支援してまいりたいと考えております。

循環型社会形成のための中小零細企業支援策についてのご質問の住宅リフォーム助成制度が今こそ必要ではないかのご質問にお答えいたします。

町では現在、事業者向けに店舗の改修等を補助する店舗リフォーム促進支援事業補助金によって、既存店舗の機能向上による経営継続や空き店舗を活用した新規出店を促進し、事業の拡大や新規創業といった幅広いニーズに活用いただいております。議員もご承知のとおり、循環型社会は限られた資源を効率的に利用していくという考えに基づくものであります。店舗リフォーム補助制度についても、既存資源である空き店舗の利用を促進し、対象工事は町内業者が施工するものに限定していることから、資源と地域経済の循環に一定の効果があるものと考えております。今後も、町といたしましては店舗リフォーム補助制度を推進してまいります。各事業者の意向等によりましては、新たな事業につきましても検討してまいります。

次に、個人事業者に町から直接契約ができる小規模工事登録者制度によって事業者に工事を受注できる機会が必要ではないかのご質問にお答えいたします。

小規模工事希望者登録制度は、入札参加資格のない中小業者を登録し、自治体が発注する小規模な工事、修繕などに受注機会を拡大する制度で、県内他市町村でも導入事例があり、地域経済の活性化にもつながっていることは議員ご承知のとおりであります。平泉町においては、町財務規則第127条において、地方自治法施行令第167条の2、第1項第1号の規定に基づき、予定価格の限度額を定め、その範囲内で随意契約により工事、修繕等を発注しております。この随意契約における業者選定に当たっては、当該工事の規模や難易度、設備等に対する技術及び専門知識や業務内容に精通していることなどを総合的に勘案し、入札参加資格の有無に関わらず業者選定をしていることから、今後も引き続き中小業者の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

（2）の所得の少ない世帯や学生の支援についてのご質問の就学援助制度は生活保護基準の1.2倍からの引上げが必要ではないかのご質問でございますが、現在、就学援助制度の認定に当たり、平泉町では生活保護基準の1.2倍を目安に審査を行っておりますが、1.2倍というのは基準であり、世帯の状況を見ながら、就学援助が必要であると教育委員会で判断した場合は、その基準によらず就学援助の対象としているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、国から、家計が急変した世帯について就学援助世帯として認定することとの通知があったことを受けて、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助の案内を各小中学校を通じて児童生徒全員の保護者に通知したところであります。今後、教育委員会または各学校を通じて相談があった世帯には、世帯の収入等の状況について丁寧に聞き取りを行い、就学援助世帯の追加認定を行ってまいりたいと考えております。



以上のことから、生活保護基準1.2倍からの引上げにつきましては、現段階では考えておりません。

次に、所得が減少している中で全ての児童生徒の給食費の援助が必要ではないかのご質問でございますが、給食費については、現在小学校は1食当たり260円、年間175食、4万5,500円を、中学校については1食当たり336円、年間164食、5万5,104円の保護者負担をいただいております。今般の新型コロナウイルス感染症により、全国的に給食費の無償化を進める自治体が増えていること、県内では住田町が今年度の給食費を無料にしていることは承知しておりますが、就学援助制度の支給項目には給食費が含まれており、所得の少ない世帯の児童生徒の給食費の負担はありませんので、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対する就学援助費の追加認定を行うなど、現行制度により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、通告に従って再質問のほうをさせていただきます。

まず、1番の新型コロナウイルス感染症による町内への影響と対策についてということなのですけれども、今回肥育農家への支援を行っていく方向になっておりますが、また繁殖牛についても、支援も当町で行うように聞いておりますが、これで十分だと考えておりますか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

今現在、肉用牛肥育経営安定交付金制度の上乗せの補填については、対応中ということで回答させていただいておりますし、今回の議会で肥育素牛としての子牛導入に対しての補助金、町内産から、町内の繁殖農家から1頭購入した場合に2万円の補助金を補助するという制度でありますし、また、繁殖農家に対しましては5月の市場から約10%減になった場合、その牛全てに対して定額3万円補助するという制度でございます。この制度のまずは動向を見ながら、また必要な対策を講ずる必要があれば、随時検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

大変対策が早い段階でやれたことはとてもいいことだと思っておりますし、私自身もどんどん対策についてはやっていくべきだと考えておりますが、今回の繁殖牛についての支援は、国のほうから支援も9割ほどあって、1割ほどを町で出すという形になっておりますが、それに当たって、繁殖牛についてはあまりにも、3万円ほどという補助、10%減で3万円という補助なのですが、繁殖牛農家がこのまま減っていったら、また肥育農家自体も値段が高くなって、苦しくなっていくのではないかと思うのですが。それで、ちょっとその支援自体は少ないのでは

ないかと思われるのですが、これで大丈夫なのでしょう、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

繁殖農家に対しての支援が少ないのではないかというお話に対してですが、肥育牛に対して牛マルキンという制度があるという、先ほども話をさせていただきましたが、繁殖農家に対しても、国の制度では同様の制度がございます。まず、繁殖農家もそういう制度が使えますので、ただ、牛マルキンと同じように四半期ごとに精算されます。1月、2月、3月については、4月を置いて5月に精算されると。そうしますと、それまでのキャッシュフローがないという状態になりますので、もう市場ごとに価格が下落した場合には補填といいますか、支援していくほうがいいのではないかということで、このような制度を町独自で設けさせていただいております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

大変ありがとうございます。確かに肥育農家がとても苦しいというのは、私自身も聞いた限りでは、買った子牛の価格よりも下がった価格で売ったというような話もお聞きしております。そういう部分では、肥育農家がとても苦しいということ自体も、私自身も重々理解しているのですが、繁殖農家がかなりの数に平泉町は上っているわけです。それでもかなり減ってきているのですが、そういう部分でも何がしか、確かに国の支援はあるにしても、何か少ないかなというようなイメージにとっても思えたもので、国がこれからもっと支援をしていけばまた違うのかなと思いますが、ぜひそういう部分も少し考えていくべきではないかと思えます。

それから、今回農家についてなのですが、給食に出している農家があるのですが、その人たちは3月から4月という間はとても苦しかったというようなことはお聞きしているのですが、町としてはそういうことは聞いておりますか。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

3月に臨時休校がありまして、野菜等がそこに、給食に使われないということがあったのは事実であると思えますけれども、その野菜が破棄されたとかという話は聞いておりません。何らかの形で、市場なり直売とかに出荷されていると考えておりますので、それほどの影響はなかったのではないかと考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

私が聞いた限りでも、売るところがなくて大分苦労したようですけれども、何とか、すぐに回

復したというか、学校自体も休みにならなかった部分というのはとても大きかったのかなと思います。でも、これから肉、繁殖農家の方だったのですが、これから牛関係がどうなっていくか分からないということを言われているのです。実際問題、コロナ自体がこのまいくというのも分からないですし、平泉町に出てくる可能性というのもまだまだ分からない中で、私自身、子牛を3頭ほど持っているのですがとその畜産の方は言っているのですが、大体30万ほどかかるのだと、育てるのに。それに大体20万プラスして、50万程度を割るようだったら、とてもやっていけないと。3頭やって、大体年間60万の金しか入らないと。月5万を割るようだったら、とてもやっていけないというようなことを言っているのです。1日3時間も牛にかかり切りで、月5万では確かに少ないなというのは分かります。米をやったほうがまだ牛よりいいのだというようなことを言っていましたので、あまりにも減ってきた場合には、町のほうもまた少し検討していく必要があるのかなと思ひまして、ぜひその部分も少し考慮していただきたいなと思います。

それでは、その中から、所得の少ない世帯や学生の支援についてのほうに移らせていただきたいなと思うのですが、就学援助制度の生活保護基準、1.2倍からの引上げが必要ではないかと、私自身がこう言っているのですけれども、申請は1年中できる体制になっていなかったのでしょうか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

これまでは就学時健診を11月に行いまして、その結果を2月に通知するわけなのですけれども、その際に就学援助についての案内を出して、それで各家庭に周知を図っておりまして、年度途中での受付等は今までは行っておりませんでした。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

隣の一関市もそうですが、県内でも生活保護基準から1.3倍、1.4倍、1.5倍と増やしているところが増えているのですけれども、この理由はなぜでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

現在の1.2倍といいますのは、全国的に平均は1.2から1.3というふうに承知しておりまして、1.2の中で認定する要件としましては、それは先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、一定の基準となっておりまして、それ以外にも支出の状況とか世帯の構造とか、そういった世帯の状況を勘案して、基準を1.2にこだわらずに認定してきているという実態もございました。もちろん不認定というのものもあるわけなのですけれども、ですのでこの数値というのはあくまでも一定の基準ということにして、総合的に勘案して認定を行っているというのが実態でござい

ます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

そもそも認定に対する生活保護基準自体が低いというのは、確かに私自身も思っておりますし、そういう部分では、本来ならもっと上げていければいいかなと思いますし、予算は充当しているわけではないので、できるだけ上げるような方向というのは一番いいのですけれども、その中で何とか、それだけではないのですが、いろいろな部分の支援を平泉町も行っているわけですが、給食費の支援のほうに移りたいと思うのですが、今、給食費の援助というか、そういうのが全国でも広がって、先ほども言っていましたが、岩手県でも普代村や田野畑、九戸、宮古、住田と、給食費の一部負担なり全額負担というような形というのが増えてきたのですが、そういうところはどのように考えますか。なぜだと考えておられますか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

今回、追加でそういった動きがあるというのは、やはりそういうコロナの影響等もあるとは思いますが、まず今回のご質問にありますとおり、コロナの影響下において生活が急変した場合ということを考えますと、現在の就学援助費を追加認定していった対応するというのが町としての基本的な考え方ということですので、他の自治体についても、財政的な負担ももちろん伴うわけですので、いろんな意味で総合的に判断した上で、そういった形で無償化を導入しているというふうに思いますけれども、現段階では、平泉町におきましては、今回コロナの問題はそのような形で対応しますので、無償化ということ自体に関しましてはまた別な次元の問題であるというふうに認識しておりますので、その辺は今後いろいろ情報収集等を行いつつ、研究してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに平泉町の予算もずっとあるわけではないのですが、生活保護基準1.2倍、1.3倍と、1.2から1.3になれば、それだけ救える方々が多くなるということなので、とても重要なことだと思うのです。できるだけそういう方向に持って行ってほしいなと私自身は思っておりますし、何とかならないかなと思っているところでもあります。

それから、ちょっと外れるかもしれませんが、修学旅行というか、旅行自体を平泉町では延ばしたという話を聞いたのですが、それに当たって、それに関して、プラスアルファのお金がかかるのではないと思われるのですが、そういう部分を町なんかで補填するというようなことはできないのですか。追加支援みたいな形にならないのかと。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

今年度の小中学校の修学旅行については、県内でも各市町村、大変苦慮しているところだというふうに思います。町では中学校3年生の修学旅行を4月から9月の28日からに変更しました。その時点では、まだ行き先は東京と、行き先は変えていなかったわけでありましたが、これについても、コロナの状況がどうなるか分からないわけで、東北、それから県内というふうな方向転換をするという形で動いている市町村が多いと、そういうふうにするべきだというふうな流れであります。それに伴って費用負担がどうなるかということについては、まだ精査しておりませんが、もちろんキャンセル料がどうなるかということが一番大きいわけでありましてけれども、4月から9月に変えた段階では、例えば観劇をする、劇団四季という劇団の劇を見るというふうなことだったわけですが、それについてはエージェントも努力してくれて、キャンセル料は取らないというふうなことでちょっと安堵したところがありました。

これから東北、例えば岩手というふうな方向を変えとなると、当然のことながら大集団で1つの会場にとどまって何かを見るとかいうふうなことは、もうこのコロナの状況でありますので、大変難しさはあるだろうなど、そういうことはできないだろうというふうに思っているところがあります。逆に、例えば東北、岩手ということになりますと、バス移動ということになるだろうと。そうなったときに、今度はバスの台数を増やさなければならないという状況も出てくるかと、そんなふうに思います。そんな様々なことがありますので、今の段階では何とも言えないところがあります。

小学校は6月実施、長島であります。9月実施の平泉、2つの小学校はそれぞれ仙台中心というふうに考えていたわけですが、これについても、県内小中学校、どこも他県には出ないという形で動いているようでありまして。そういうことですので、また行き先によってどういう展開があるかと。あるいは泊を伴っていたり、宿泊場所も確保できるかという、そういう問題もある。時期ももちろん当然ずらしていかなければならないというふうな事態も発生する可能性もありますので、今、学校ではそういったことも見据えながら、どうしようかというふうな検討をしているところではありますが、いずれにしても、そう長く延ばせない、結論は早めに出さなければならないというふうな状況に立ち至っているという事態でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

修学旅行延期に当たって、追加経費というか割増料金、岩泉町ではその分は町で負担するというようなことを言っていますので、平泉町もできるだけそういうふうな形でやっていただきたいなということを述べたいと思います。

先ほどの部分にちょっと戻るのかもしれませんが、子供の学習調査なのですが、保護者が支出した年間の学校教育費や学校給食費、学校外活動費なんていうものがあるのですけれども、かなりの額をみんな負担しているのだなというのは、私自身もそういうものを見ると思う

のですが、特に学校外活動費というのが意外と分からない部分で、小学校でも20万円以上とか、中学校で50万近くかかるなんていうような話も聞くのですが、そういう部分の活動というか、今回コロナで動き的には鈍いかもしれませんが、どれほど、そういう部分はやっぱりあまりやらないほうがいい活動なのでしょうか。それについてどう思いますか。ちょっとお聞きしたいなと思っていたのですが。学校外活動費についてなのですが、ちょっと教えていただきたいなと思うのですが。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

学校外活動費ですので、例えばどこかの青年の家とか、ほかの市町村の児童と交流するとか、学校外での交流事業等が主なものとなると思いますけれども、そういった中で決められている額というのは、宿泊を伴わないものにつきましては小学校で1,600円です。中学校が2,310円。宿泊を伴うものにつきましては、小学校で3,690円、中学校で6,210円というような算定基準がありますけれども、今回の、今般のコロナウイルスの影響で、やはりそういった教育活動も少なくなってきたと思います。いずれ就学援助の対象世帯につきましても、そういった事業に参加する場合については、算定基準に従って支給してまいりたいというふうに考えております。

あと、すみません、先ほど私、就学援助の通知については先ほどのとおりなのですが、認定についてはその都度、申請があった都度認定を行い、そして生活状況がよくなった場合は申し出ていただいて、認定から外すということになっておりますので、そこはちょっとおわびして訂正したいと思います。併せて答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

給食費、それに学校の費用、そして学校外活動費の中で、一番塾の部分や部活の部分、そういう部分のお金というのはかなりのウェートを占めているという部分において、生活する部分でも、学生自身もそうですし、親御さん自身もかなりの出費をしているという部分において、ぜひそういう活動自体もとても重要な活動でありますし、平泉町にとっても、そして学生さんにとってもとてもいいことだと思いますので、できるだけそういう部分の活動を制限しないで、給食費や、そしてこういう、先ほど言った1.2倍というのを1.3倍、1.4倍という部分、町が少しでも負担してあげられればいいかなと思うのですが。

それから、この部分の一番の最後の部分に、町外で暮らす学生の支援も必要と考えるがということだったので、地元の特産品を送る費用なんていうのを、学生に地元から送って支援をしようというような動きなんかもあるのですが、そういうこと自体は、町では送る費用、負担とかはできないのかと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

県内の他市町村でも同様の取組をしていると聞いております。国の2次補正でそのようなことができるかどうか、今後検討してまいりたいと考えているところであります。その場合には極力、地産地消という部分も考慮しながら、検討していきたいと考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

今、農産物にしても動きがない時期なので、ぜひ少しでも、農産物もそうですし、親御さんの気持ちもそうやって送ってあげられれば、遠くにいる学生、大学生等の方々もとても喜ぶのではないかなと思いますし、何度も送っているうちに大変なことになるというような話も聞きますので、そういうことをぜひやっていただきたいなと思います。

それから、遠くにいる方々、学生の方々の居住費になるのか、生活費になるのか、そこら辺は分からないのですが、そういう支援を持っているところもあるのですが、平泉町ではそういう部分というのはできないでしょうか。どうですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

町外で暮らす学生に対する給付金と言うことでしょうか。確かにそういった、市町村によっては、全国的には、そういうことを行っている市町村もあるというのは承知しておりますけれども、今般、国のほうで緊急的に学生に対する給付金を用意しているということである状況、それから、あとは大学によっては学費を免除したり減免を行っている、そういった状況を踏まえて、予算を伴うことということもありますけれども、平泉町としましては、教育委員会としましては、育英資金の貸付けにつきまして、先ほど申し上げた春先の1か月のみの募集期間としておりましたところを、今、例規を改正していると言いますのは、そういう期間を限定しないということで、2次募集を行うということになっておりますので、貸付けではあるのですが、そういった生活の支援を行っていききたいということです。

学生につきましては、やっぱり生活費あるいは学費、それから就職活動といったような形でいろんな不安材料が今あるわけで、県では就職活動に対しての支援等も用意されているようではありますが、市町村の役割としましては、やはりそういう生活費の支援であるというふうに考えますと、学費に使ってもいい、生活費に使ってもいい育英資金、貸付けですけれども、そういったものを利用していただくということで、先ほどのスケジュールも、できれば前倒しとか早めにそういった体制を整えまして、広く周知を図りたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに育英資金自体は分かるのですが、苦しいことを考えると、とても返すのが大変なのかなという思いからすると、ぜひ給付というような形にさせていただきたいというのが私自身の思いであります。

それでは、大きい2番の住宅リフォーム助成制度の中の1番ですけれども、必要ではないかという部分なのですが、この部分で答えが住宅リフォーム助成の制度になっていなかったのですが、ぜひ答えていただきたいなと思うのですけれども、新型コロナウイルス感染症によって、また昨年10月からの消費税の影響によって、リーマンショック以上ではないかと思われるのですが、どのように考えますか、お答えいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

新型コロナウイルスと、あと消費税の増税等の影響によって、様々なことが起きているかなとは思っております。それで、実態につきまして、今週末に商工会長と副会長がいらして、統計取ったものを町に持って来て、ちょっとご説明したいという話を伺っていますので、実態としてどういう状況にあるのかということを確認させていただきながら、この中小企業の、中小零細企業の支援策というのであれば、そういう施策を考えていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

建築業者の方から聞いた話なのでありますけれども、もう1か月半も休んでいるとか、昨年いっぱい仕事がなくなって、今年はもうずっと休みっ放しだというような話も聞きますし、雇用保険はどうやってやるのだなんていうような話を私自身聞いたりしたのですが、本当に危機的状況だというのは多分聞けば分かるかなと思うのです。

その中で、これは過去の答弁なのでありますけれども、やめた理由は、景気の低迷が起きていないと。町内の業者の仕事が落ち込んでいないと。この2つは多分入っていないかなとは思いますが、申請件数の需要がないかどうかというのは、私自身これは作ってみないと分からないのですが、住宅リフォーム助成の必要性というのは、ここでとても増していると思うのです。実際問題、どうやって建築業者を浮上させるかという部分では、先ほど言ったトイレの部品にしても、ユニットバスの部品にしても、いつ入ってくるかまだ分からない状況であるというのはそのままなので、皆さん自身も給付金の10万円をみんなもらって、それですぐに建築関係の仕事にみんな入ってくるかといったら、そんなことはあるわけないわけで、今やらないでいつやるのかと思うのですが、もう一度お聞きしたいと思うのですが、それでもやっぱりやらないですか。ぜひお聞きしたいですが。

議長（高橋拓生君）

青木町長。



町 長（青木幸保君）

今の質問の件であります、建築業者のみならず、全体的な把握を今、商工会と観光協会にもお願いして、今回いろいろと町内のそういった関係の方々の方々の要望を取りまとめている段階であります。そういった中において、こういった施策が最も多くの、建設なら建設のみならず、町内の全体的な経済の底上げをまさに限られた財政の中で、それをさらに効率よくやれる方法はこういった方法があるかということで今お願いをして、そして今取りまとめている状況です。今までこうして会議を開いている中にも、商工会からも、ある意味では、思ったよりそういうふうは何%も何十%も落ちていないというのも結構あるのだなということも実はありました。しかし、結構あるのだなということだけではやっぱり駄目だと。やっぱり全体を掌握する意味でも、ぜひ内部で調査していただいて、町との協議も町にも上げていただきたいということで、現在お願いしているところであります。

今、質問の件につきましては、今までも建築業界の代表の方にも、どことどこが主と応援してほしいのだから、具体的に出していただきたいと。そういうことも今までもお願いをして、そして動いております。年度当初には、特に私も施政方針の中で、スクラップ・アンド・ビルドということをよく使います。ですから、何かの事業を起こすと、何かの事業をやめなくてはならないこともあります。しかし、それを総合的にやれるのはこの事業だという部分に、2つも3つも、併せて1つの施策として打ち上げる場合もあります。そういったことを今回のコロナ対策、感染症対策のこの影響によって、いろんな形でいろんな角度から想定されている。そして、現実にあるものもあります。それを総合的に判断して、今後対応してまいるといふ、今その途中にある部分もありますので、今後さらに検討させていただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

町長の思いもとても分かるのです。それ自体も分かるのですが、この住宅リフォーム助成自体がとても波及効果が高いというか、かなり建築の部分だけで大体200社とも言われているのですけれども、どこからどこまでが200社かとかと言われるのですが、そういう部分でも裾野が広いと。だからこそ、どこでも住宅リフォーム助成をやっているのだなと。大体、全国各地で、岩手県内でもかなり相当の数をやっていますけれども、確かにやめたところもあるのですが、やめたところよりもやっているところのほうが多くて、その波及効果もとても実感しているような形なのです。

ちなみ宮古の例を示しますけれども、これは建築組合と役場の方が話し合っただけのものなのですけれども、平泉町ではたしか20万円の保証で以前あったものでも、半分は商品券というか、そういう券だったわけでも、宮古は業者が使いづらということで全額現金で出しておりますし、そして多くの人が利用しやすいようにということで、補助金額が10万円ま

でなのです。これはなぜ10万円かという、20万円の2分の1からの投資をやって、最高額の10万円ということで、とても使いやすいものになっているということは確かなのです。そういう部分でも、平泉町は使いやすいものを、そして業者と町民が望むような形というのが一番いいと思うので、それこそみんなが望むようなものになっていくのかなと思うので、話し合いを持って、ぜひ波及効果がとても高い、大体経済効果が8倍から30倍と言われている住宅リフォーム助成制度なので、とてもいい制度になるのではないかなと思います。そういうことなので、ぜひ考えていただきたいなど。町長、私自身もそうですが、皆さんとともに考えていきたいなと思います。

この2番のほうにいききたいなと思うのですけれども、小規模工事登録者制度なのですけれども、なかなかこの制度自体、入札参加者が入らないと。業者であれば誰でも入って来られる、これは建築業界に限らないのでありますけれども、そういう部分でも併せて住宅リフォーム助成制度とともに今増えている制度なのですが、なかなか町というか行政側としては扱づらい制度なのではないでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですが。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

この小規模工事登録者制度についてでございますけれども、これは昨年も質問いただいております、今回、先ほど町長が答弁したように、同じ答えとなっておりますけれども、県内では奥州市、雫石町、盛岡市等が導入している事例はありますけれども、例えば奥州市においては小規模な修理の修繕、これが130万円未満の契約金から50万円未満の修繕業務というふうなことでありますし、雫石町においては1件当たり50万円未満の修繕と。それから、盛岡市においてはやはり50万円未満というふうなことで、当町の財務規則がございまして、財務規則の中の先ほどの町長答弁にもありますけれども、127条の中に随意契約というふうな項目がありまして、これは地方自治法に関わる額が決まっております、工事請負で130万円以下、それから修繕等については、それ以外のものということで50万円以下ということで、これに該当するというところで、これで今、十分に対応してございますので、今後ともこの財務規則によって、こういった小規模の修繕等については対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなかある程度、いつも使っている業者の方というような形というのが多分、板についたような形だと思うのです。今まで頼んだことないような業者の方、見たことない業者というのも多分いっぱいあると思うのです、平泉の業者。これの、小規模工事登録者制度のいいところというか一番の取り柄は、業者自身が元気になるらしくて、行政側から仕事をもらったと。そして、久しぶりにもらった仕事だから一生懸命やるというふうな、やった仕事が町の仕事であり、そして目に見える場所の仕事になったりするわけです。業者を元気にし、そして裾野を広げる。今まで固定化されていた業者の裾野を広げていくという点でも、とても重要な制度だと思われ

ますので、何とか使えるような形というのがいいのかなと思うので、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

総務課長も、さらに私の答弁に拍車をかけて答弁させていただきましたけれども、いずれそういった方々も当然やれる条項になっております。先ほど、分からない人もやれると。やはり分からない人でなく、分かる人にやっていただかないと安心して物事というのは町民の方々は頼めないというふうに思います。それは私たち行政としても、また町民の方も、そして仕事を頼みたいという方も、顔の見える形で、今の制度を活用しながら、さらに今、議員のおっしゃるような中身が十分反映できるような内容で、現行でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

質問は以上になるのですけれども、小規模工事にしても住宅リフォーム助成にしても、建築だけというふうに思っているかもしれませんが、循環型経済という点では、これをなくしてはとも語れないような制度になっていると思いますので、先ほど言いましたけれども、分からない業者と言いましたが、多くの業者が多分いると思うのですが、多分受けたり、受けなかったり、下で働いている方々とかいっぱいあると思うのですが、そういう方々も登録して、自分なりの仕事を得られる。それによって、税金払えなかったものが払えるようになったというような話も聞きますので、ぜひ少し温かい目と広い心と、そして皆さんの知恵で、平泉町を盛り上げていきたいと思いますので、合わせて町長とともに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日11日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時12分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長      高 橋 拓 生

署名議員              阿 部 圭 二

同                      三 枚 山 光 裕